

平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業

企業、ハローワークへの
フォーカスグループインタビュー調査

平成 19 年度研究報告書

社会福祉法人はばたき福祉事業団

平成 20 (2008) 年 3 月

平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業

企業、ハローワークへの
フォーカスグループインタビュー調査

平成 19 年度研究報告書

社会福祉法人はばたき福祉事業団

平成 20 (2008) 年 3 月

目次

I. 研究報告

- 企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査 7
石谷誓子

II. 資料

1. 企業の HIV 感染障害者に対する雇用環境について 32
久地井寿哉
2. 当事者へのフォーカスグループインタビュー要旨 37
石谷誓子
3. HIV/AIDS のイメージ
(フォーカスグループインタビュー事前質問票より) 42
石谷誓子

III. 研究成果の刊行物

- HIV 感染者の就労環境向上のための『はたらく BOOK』 46

I. 研究報告

平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業)

企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査

研究リーダー	石谷誓子	社会福祉法人はばたき福祉事業団
研究協力者	久地井寿哉	東京大学大学院医学系研究科
	南島多麻美	国立保健医療科学院研究課程
	柿沼章子	社会福祉法人はばたき福祉事業団
	岩野友里	社会福祉法人はばたき福祉事業団

研究要旨：

【研究目的】 企業、ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握し、障害者自立支援法に基づき障害者自らが社会へ一歩踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備について提示し、HIV 感染に係る障害者の自己意識改革および地域環境支援体制の構築を支援することを目的とした。

【方法】 2007 年 12 月から 2008 年 2 月に、ハローワークと企業を対象にフォーカスグループインタビューを行った。質問内容はハローワークに対しては年代別就職希望者に対する支援内容について、企業に対しては HIV 感染者の就労環境について質問した。

【結果および考察】 ハローワークでは他の内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるサポートの適用を考えているが、利用者は少数であった。その要因として、HIV 感染者と接する機会がないこと、ハローワークの物理的環境整備の不十分さが考えられた。また HIV 感染者の企業における就労環境は厳しいことが明らかになった。HIV/AIDS が日本に上陸して 20 年以上経過したが、企業での HIV 感染者に対する雇用意識・知識が低いことが考えられた。HIV 感染者の就労環境向上のための小冊子やインターネットを通じた啓発活動により、就労について HIV 感染者の社会参加の情報を早急に全国に拡大させ、情報の地域格差をなくすことが期待される。

【結論】 HIV 感染者へのサポートについて、ハローワークや地域障害者職業センターの連携の詳細、企業で HIV 感染者を採用することの困難さが明らかになった。小冊子の配布やインターネット上での情報公開により、ハローワークなどの社会資源の有効活用、企業における障害者雇用への配慮の促進、HIV 感染者のはじめの一步が必要である。

A. 研究目的

身体障害者福祉法により 1998 年 4 月から HIV 感染者は「免疫機能障害」として身体

障害者認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けることができるようになった。これは薬害エイズ訴訟の和解の恒久対策の一環

として定められた。手帳の交付により HIV 感染者が社会防衛の対象から社会福祉の対象となり、疾患のイメージを良い方向に変えることで HIV/AIDS に対する差別・偏見を解消し、社会参加への足がかりとなることが期待された。

さらに、障害者自立支援法により、障害者がもっと「働ける社会」を目標に、一般就労へと移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされている。しかしながら、HIV 感染に係る差別偏見はいまだに根強く、自ら社会参加を閉ざしている者も多い。

そこで本研究は、企業、ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握することによって、障害者自立支援法に基づき障害者が自ら社会へ一歩踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備について提示し、HIV 感染に係る障害者の自己意識改革および地域環境支援体制の構築を支援することを目的とした。

B. 研究方法

【調査分析方法】

HIV 感染者の就労支援については、その実情がほとんど明らかにされていないことから、本研究ではフォーカスグループインタビュー法を用いた。これにより、関係者の「なまの声」を体系的に整理するとともに、潜在的・顕在的情報を把握し、どのようなニーズ・意見を持っているかを明らかにすることができると思った。

【調査期間と対象】

2007 年 12 月から 2008 年 2 月にかけて、

ハローワークの専門援助部門職業指導官、地域障害者職業センターカウンセラー、労働局職員を対象にフォーカスグループインタビューを行った。調査地域は東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌の 6 ヶ所、研究調査協力者は合計 15 名だった。企業は協力が得られた 1 社（サービス業）4 名と個人的な協力者 4 名（製造業、金融業）に対し同様の調査を行った。調査地域は 3 ヶ所でも東京都内であった。

【インタビュー内容】

一度に 2-4 名を対象にし、インタビュー時間は 90 分程度とした。調査研究協力者への説明と同意を得、インタビュー内容を録音し、文書化した後、複数のフォーカスグループインタビューの結果をあわせ、内容分析、記述分析を行った。

ハローワークに対しては、20 代の新卒者、30 代の就労未経験者、50 代の再就職希望者が相談に来た場合を想定したシミュレーション形式でインタビューを行った。地域障害者職業センターのカウンセラーが参加している場合はハローワークと同様の質問に加えて、HIV 感染者に対するサービスについて、ハローワークとの相違点についても質問した。さらにケース全体での共通点について質問した。企業に対しては、HIV 感染者の健康に関する就労環境、企業の HIV 感染者に対するニーズや HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性について質問した。

【小冊子の作成】

得られた結果を用いて HIV 感染者の就労環境向上のための小冊子を作成した。

C. 研究結果

ハローワークと障害者職業センターへのフォーカスグループインタビューに基づく年代別フローチャートを図1に示した。HIV感染者がハローワークを訪れた場合、障害者手帳の有無によって得られるサポートが異なる。20代の新卒は、自身が病気に対してどう向き合い、どう掲示していくかによってサポートの仕方が変わる。30代の就労未経験者は職業センターなどの作業プログラムを経験するなど「外の活動の場」を増やしていくところから職業準備が始まる。50代の再就職希望者は自身の技術の有無によるところが大きいが、一般的に就職活動自体に年齢要因があるので厳しい。

以下に、ハローワークと障害者職業センター、企業へのインタビューの中から、HIV感染者へのサポートの実情と就労のための動機付けおよび準備の一助となるカテゴリーの抽出を行ったので示す。詳細は後に示す。

【ハローワークと障害者職業センターに対するフォーカスグループインタビュー】

1. ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情

HIV感染者が就職するためにハローワークを訪れた場合、どのようなサポートを得られるのかについて、年代別にフローチャート（図1）で示した。障害者職業センターでは主にハローワークからの紹介により、求職者の職業評価を行い、就職に必要なトレーニングなどを行っている。

ハローワークや障害者職業センターは仕事の紹介以外にも、その前段階にある職業

相談や就職後のアフターフォローを重要な業務と位置づけている。同時に企業に対する働きかけも行っている。

2. 就労のための動機付けおよび準備について

1) HIV感染者就労の現状

障害者は事務職が多く、賃金は職務内容に伴っている。近年、精神障害者の間でロコミによる就労の拡大がみられることから、HIV感染者の就労も同様の経過をたどるのではと推測される。

2) 企業の事情

障害者雇用はまず本社から採用するので、どうしても本社の集中する大都市圏に多い。障害者の通院などに対する配慮については、オープン（障害者手帳を提示）にして就職すれば得られやすい。

3) ハローワークや障害者職業センターの HIV 感染者への理解

(1) HIV感染者と思わせる問い合わせに対して仕事の探し方について回答した。

(2) 就職で障害者手帳を使用しない背景として、差別不安やハローワークのイメージや物理的環境の不備を指摘した。

(3) ハローワークを利用しやすくなるようハード面ソフト面での改善の必要性と、企業へのアプローチの仕方が課題である。

(4) ハローワークの担当官はHIV感染者からの教育研修の必要がある。

4) ハローワークや障害者職業センターから企業への働きかけ

(1) 両者の連携と企業へのアプローチに

ついて、事業所の人事担当者にハローワークの仕事を理解してもらう。求職者主体のマッチング、障害者雇用を促進する。

- (2) 企業の障害者雇用を促す方法として雇用の成功例を示すことが有効である。
- (3) ハローワークでは、国の障害者雇用促進のための支援制度を活用できることを知らせて法定雇用率の遵守を促す。
- (4) 企業の法律遵守に対するコンプライアンスは高まっている傾向にあるので、その担当者がいかに会社の上層部に話すかが障害者雇用推進につながる。
- (5) 今は HIV 感染者に関する企業向けのセミナーは行われていない。

5) 企業からの相談

HIV 感染者とは知らずに採用後、本人から告知があったケースでの対応について、今後もこのような企業からの相談が増える可能性がある。その対応のためにも障害そのものの知識、障害者への理解、企業との調整を行っていく必要がある。

6) 医療機関との連携

いままでも精神障害者や難病の人については、医療機関との連携が図られてきたこともあり、HIV 感染者についても同様のサポートが得られている。

7) 労働安全衛生の観点からのアプローチが必要。

就職にまつわるサポートは障害者雇用の観点だが、就職後の体調管理についてはむしろ労働安全衛生の観点からサポートしていくのが筋ではないかなど、横の連携の重

要性が指摘された。

【企業に対するフォーカスグループインタビュー】

1. 会社の受入体制の現状

- (1) 免疫機能障害の手帳を提示した上で就職面接を受けた場合、就職は厳しい。障害者雇用なら HIV 感染者ではない障害者を採用するかもしれない。社会経験があること、能力があることが重要である。
- (2) 障害者の雇用は、法定雇用率の達成のために母集団の多い本社から採用される傾向がある。
- (3) 精神障害者の例では、最初は国からの強制や啓発によって、同じ職場で仕事していくなかで、徐々に障害者に対する誤解が解けお互い理解できるようになった。HIV 感染者についても、継続的な強い啓発が必要である。
- (4) (4) 企業と HIV 感染者との歩みよりが必要である。

2. HIV 感染者の健康に関する就労環境

- (1) あらかじめ通院について知らせてあれば配慮できる。
- (2) 社内教育は必要と思う一方、実際には実施されてはいない。社内ではセミナーを実施することはかえって病気をクローズアップするのではないかな。
- (3) 子どものころからの教育が大事である。
- (4) 障害者であることが周囲に見えに

くいでサポートしづらい。

- (5) 企業の上層部はちゃんとした知識を持っているべきである。

3. 企業の HIV 感染者に対するニーズ

- (1) 本人からの申出がない限り特別扱いはしない。
- (2) 個別の対応が必要。
- (5) 裁量勤務には長所と短所がある。
- (6) スキルがあれば一緒に仕事する仲間として受け入れる。
- (7) HIV 感染者を採用したら、顧客からの反応が気になる。

4. HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性

- (1) 職場に HIV 感染者がいるときは関わり方を考える。周囲への周知は工作上必要。
- (2) HIV 感染者が働きやすい職場とは、周りの環境と理解があるところ。

D. 考察

本研究では、HIV 感染者の就労支援について企業、ハローワーク、障害者職業センターカウンセラーに対しフォーカスグループインタビューを行った。その結果、ハローワークでは他の内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるサポートの適用を考えているが、利用者が少数であることや、HIV 感染者の企業における就労環境はいまなお厳しいことが明らかになった。

1) HIV 感染者のハローワーク利用

HIV 感染者がハローワークや地域障害者職業センターなどの社会資源を有効に活用

することは、QOL 向上にとって重要となろう。例えば、就職活動は障害者手帳の有無、その使用の有無、年代によってサポートの形態が異なる。手帳を交付されていても、ハローワークで使用するのかわからないのか、企業に対して手帳を持っていることを知らせるのか知らせないのかはその都度選択できる。手帳を使用する場合でも、個人情報の開示の範囲と、企業の人事レベルまでに留めておくか、同僚レベルまで広く開示するのは本人の意思で決定できる。すぐに職業紹介というには準備不足の状態でも職業相談を受けられる。また障害者職業センターとの連携により、仕事に対する動機付け、社会人としての意識、規則正しい日常生活へ適応するためのトレーニングなどを受けることができる。これらの支援は内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるものとして提供される。

実際に就労で障害者手帳を利用しているものは少数だと推測できる。なぜなら免疫機能障害者の手帳所持者は 7338 人 (H18 年度、厚生労働省調べ) であるのに対し、彼らの就職件数は 50 人 (H18 年度、厚生労働省調べ) にとどまっていたからである。その背景として、HIV 感染者への差別・偏見不安、健康不安があることが HIV 感染者へのグループインタビュー (資料: HIV 感染者に対するフォーカスグループインタビュー調査報告) からうかがえる。

ハローワーク側の問題点として、個別ブースがないなど物理的環境整備の不十分さが担当者から指摘された。このことは、HIV 感染者の抱えているハローワークに対するプライバシーの保護への不信感を増長させることになり、最初の一步が踏み出せない

要因のひとつだと考えられる。HIV 感染者は個人情報の漏洩にセンシティブであることから、物理面での相談環境整備を充実させる必要がある。

2) HIV 感染者の企業における就労環境

今回の企業に対するフォーカスグループインタビューにおいて、HIV 感染者の厳しい就労環境の詳細が明らかになった。HIV 感染者が職場で働くときには、事前に通院のことなどを知らせてほしいが、一方でそのことを開示して就職面接を受けたら採用しないだろう、あるいは別の理由で断るかも、といった矛盾した意見が得られた。本研究への協力依頼を数十社に行ったところ 1 社のみ受けてくれたことや、企業における障害者就労促進の取り組みの一環として、平成 19 年 8 月に社会福祉法人はばたき福祉事業団が実施した上場企業 1000 社へのアンケート調査の回収率が 3.9% だったことなどからも、企業での HIV 感染者に対する雇用意識・知識が低いことが考えられる。

1000 社アンケートの分析（資料：企業の HIV 感染障害者に対する雇用環境について）により、HIV 感染者の企業の雇用受け入れには二つの壁（障害者・HIV 感染者）があること、企業における HIV 感染者の受け入れ態勢は必ずしも整備されていないこと、企業における HIV の知識の啓発・啓蒙が遅れており今後重要な課題となることなどがすでに明らかにされている。

3) 結果の活用

今回の結果はいくつかの具体的な活用が考えられよう。

本研究の結果をもとに、HIV 感染者の就

労環境向上のための小冊子を作成した。HIV 感染者にハローワークの活用を勧めるもので、HIV 感染者、ハローワーク、医療機関、HIV/AIDS のための関連団体などに配布した。さらに平成 20 年 4 月以降に、インターネットを通じて本研究の成果を公開していく予定である。これらの取り組みは、就労について HIV 感染者の社会参加の情報を早急に全国に拡大させ、情報の地域格差をなくす役割を担っている。小冊子やインターネットによる情報発信の反響を見据えながら、今後の HIV 感染に係る障害者の就労状況の促進に寄与できる関与の仕方を検討することが求められよう。

また、障害者自立支援法が、障害者がもっと「働ける社会」を目標にしているように、HIV 感染者の就労環境の整備が他の障害者やいわゆるニート・引きこもりの就労状況を向上させる一助となるかもしれない。

4) 課題

フォーカスグループインタビュー法について、その実施に限界がある。たとえば、ハローワークへのグループインタビュー実施中、2ヶ所で労働局の方が参加した。「組織」の影響を除くためにオブザーバーではなく回答者として調査への協力を依頼した。また、企業へのインタビューは HIV 感染者の就労に関して比較的理解のある企業あるいは業務上理解のある回答者と、無関心な回答者との間でかなり異なる意見が得られた。しかし計 3 回のインタビューで意見が出尽くしたとは考えられない。企業規模別や業種別に体系的な情報収集を行うことや量的研究との組み合わせなどにより、信頼性・妥当性の高い結果を得る必要がある。

HIV 感染者雇用について、企業への啓発が必要であろう。経済的合理性、効率性という企業の論理と障害者雇用は相容れないものである。さらに障害者雇用率制度は障害者を労働市場のなかで特別扱いするものである。しかし現行において職業に就くことが困難な障害者に対して、社会全体が雇用への配慮をすることの合意がなされている以上、障害者も一労働者として多様な働き方が認められつつ共に働くことをイメージする必要がある。

ハローワークなど社会資源の活用と企業の障害者雇用への理解が推進しても、やはり最終的には HIV 感染者自身が一步踏み出し、声を上げることが必要不可欠であろう。障害者の雇用率制度は量としての障害者雇用の拡大には寄与するが、障害労働者の地位の向上には必ずしも役立っていない。雇用率制度は、「ほとんどの障害者は、障害を持たない者と仕事上で対等に競い、実力で勝つことはできない。そのため何らかの法的介入がなければ、障害者は従業員の一定の割合を占めることすらできない」という仮定にもとづいているからである。雇用率制度によって雇用された障害者が、低レベルの仕事に従事させられるとしたら、潜在的失業を生むことにつながりかねない。

E. 結論

HIV 感染者が自ら一步踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備に関して、就労環境の実情を明らかにするために、ハローワークや企業に対してフォーカスグループインタビューを実施した。

HIV 感染者への就労サポートについて、ハローワークや地域障害者職業センターの連携の詳細、企業で HIV 感染者を採用することの困難さが明らかになった。小冊子の配布やインターネット上での情報公開により、ハローワークなどの社会資源の有効活用、企業における障害者雇用への配慮の促進、HIV 感染者のはじめの一步に貢献するであろう。

F. 研究発表

(ア)論文発表

なし

(イ)学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

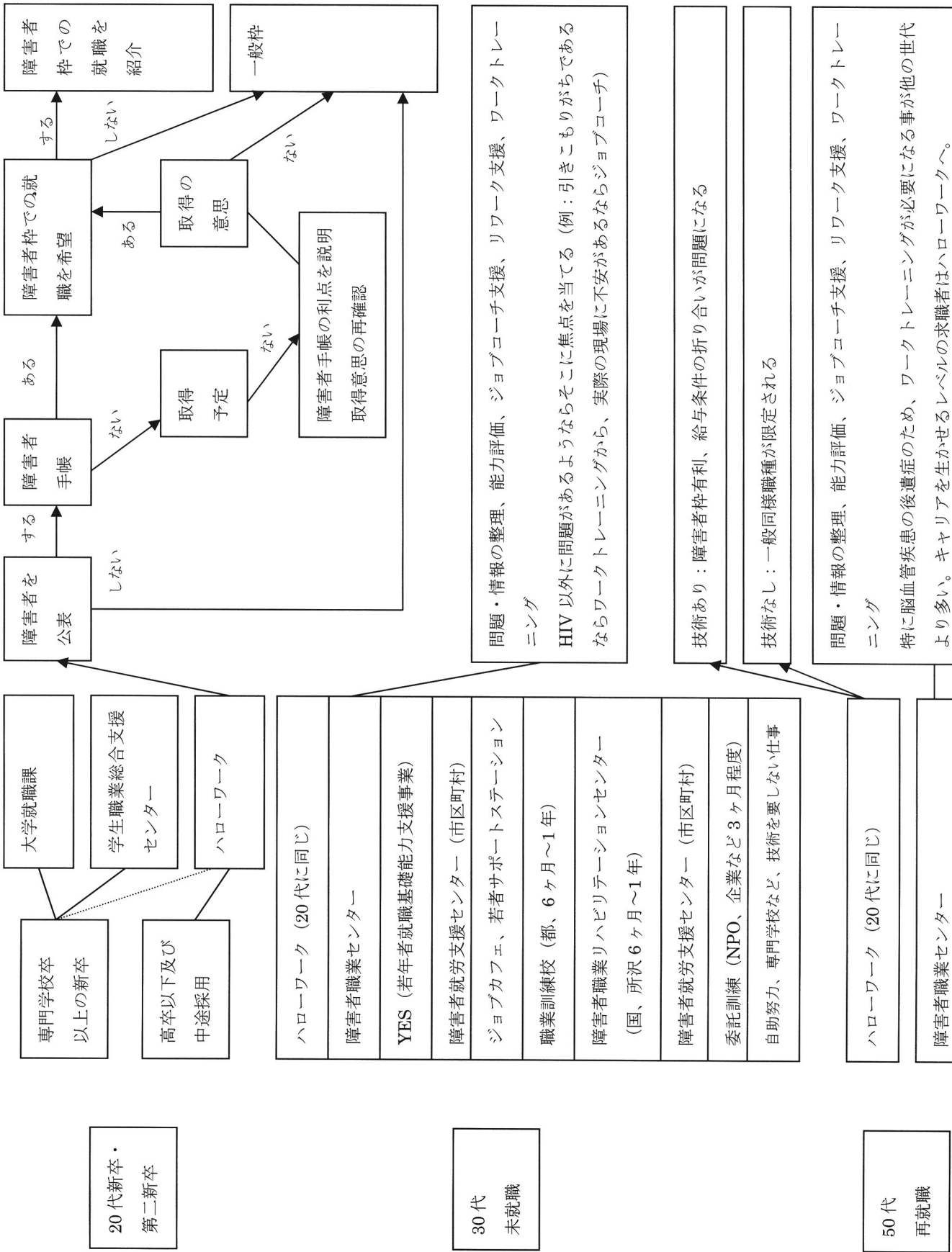
参考文献

安梅勅江. ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法. 医歯薬出版株式会社. 2001

安梅勅江. ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅱ. 医歯薬出版株式会社. 2003

松為信雄, 菊池恵美子. 職業リハビリテーション学. 協同医書出版社. 2006

図 1. HIV 感染者の就職活動：ハローワーク、地域障害者センターなどの利用についてのフローチャート



【HIV 感染者就労支援のためのハローワーク障害者担当、地域障害者職業センターカウンセラーに対するフォーカスグループインタビュー調査報告】

A. 実施概要

1. 日時 平成 19 年 12 月から平成 20 年 2 月にかけて

2. 場所 東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌

3. 目的

(1) ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握

(2) 就労のための動機付けおよび準備について提示

4. 対象 東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌のハローワークの専門援助部門職業指導官 7 名、同地域の障害者職業センターカウンセラー 6 名、労働局 2 名の合計 15 名で、うち男性 9 名、女性 5 名であった。年代別では、40 代が 7 名、50 代が 6 名、60 代が 2 名であった。合計 6 回実施した。

5. 実施分析担当者

石谷誓子、南島多麻美、芹澤ともみ

B. インタビュー結果報告方法

本報告では内容分析法及び記述分析法を用いた。6 つのフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

C. インタビュー結果

1. ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情

HIV 感染者が就職するためにハローワークを訪れた場合、どのようなサポートを得

られるのかについて、年代別にフローチャート（図 1）で示した。フローチャートは主に東京で実施したインタビューをもとに作成したが、全国的に同様の流れであることを、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌で実施したインタビューで確認した。障害者職業センターでは主にハローワークからの紹介により、求職者の職業評価を行い、就職に必要なトレーニングなどを行っている。

ハローワークや障害者職業センターは仕事の紹介以外にも、その前段階にある職業相談や就職後のアフターフォローを重要な業務と位置づけている。同時に企業に対する働きかけも行っている。インタビューからこれらに言及している部分について、HIV 感染者が就職のための動機付けおよび準備の 1 つとして居住地域のハローワークを利用する際に有用と思われる情報を、内容分析法及び記述分析法を用いて示した。6 ヶ所のフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

2. 就労のための動機付けおよび準備について

1) HIV 感染者就労の現状

障害者の職種や給料の現状、精神障害者の例についての意見が述べられた。

「1,000 名ぐらい求人でいただいているのですけども、もう半分以上が事務です。会社でいう総務とか、労務とかそういう事務のお仕事が多いですね。電話対応、パン

コン入力、伝票整理」

「まだ障害者をその会社でもって中心柱として思っておられないんじゃないですかという感じがしますね。あくまでも枝、葉というとらえ方をされているので、そういう求人が出てくるのではないかなと思って

いるのですけど」

「障害者だからではなく、職務内容に伴った賃金です」

「年齢給は止めている大企業は多いので、職業給なのですね。職歴と能力なので、当然、30代でニートの様な人だと、職歴が無いんですから給料安くて当たり前なんです。経験給が入って来ている訳なので。だからよっぽどスキルがあって、もうパソコンのことは何でも任せて下さいみたいな人なら別ですけど、そうでなければやっぱりゼロからのスタート。学卒の方と同じお給料から始まるというのは30代であっても一緒なんですよ。」

「たぶんひとつは法定雇用率の中に精神障害者もみなし雇用で入れることになったことで、障害者雇用のスキームで雇用率ですとかそういう段階を追うことができるようになったことが、精神障害の方自身や病院関係者にもかなり定着したので、オープンにしてきちんと支援を受けながら就職していこうよという認識が広まったのかなと思います。またそうやっていくゆえに、デイケアとか作業所とかで一緒だった人が就職していくのを見ると、“ああ自分も”と思う方が増えてきているのではないかと。だから、『デイケアで一緒だった方が以前センターに来て支援を受けて就職しましたから、ちょっと私もと思ってきました』のような口コミや、病院とか家族会とかの横の

つながりでハローワークを利用するメリットとか、手帳を取るメリットとかが少しずつ認識されてきたのかなと思います」

「差別意識みたいなものは一般的にはあると思うのです。特に大きな事件がおきて報道とかで通院中など出たときは特にありますが。一般的に以前に比べると精神障害だから怖いとかそういった短絡的なイメージは少しずつそれでも薄れてきているのかなと思いますので、自分の病気を認識して受容してオープンで行こうという気持ちをもたれる方自身が増えているから、登録者も利用者も増えているのかなとは思いますが。先ほどから出ているようによい事例がひとつでもあればそれが風穴になってというのは、事業者側もそうですが本人たちも一緒なんじゃないかなと思いますね。あの人がやれたのなら私もがんばろうというような。そういう感じはちょっと受けますね」

「以前は精神の人はクローズが多かったがオープンが増えた。それは助成金など制度が整ったから安心して働ける。同様にHIVも考えていくもの。大まかな傾向ですが、ストレス社会ですからそういう疾患が増えていると思います。平成17年に施行された自立支援法のからみで福祉的にもちょっとでも一般的な就労を目指す方には外にでももらわないといけない。精神など平成18年度には精神の手帳所持者、企業の法定雇用率算定対象になったが、法律改善の前から増加傾向にあった気がする。法廷雇用率でくる企業は50人以上のところになるが、パートなど短時間勤務でも0.5のカウントになる」

2) 企業の事情

障害者雇用はまず本社から採用するので、どうしても本社の集中する大都市圏に多いこと、障害者の通院に対する配慮について述べられた。

「企業数からして地域では少ない。そしてなおかつ大都市圏が多いというのは、やはり本社機構が大都市に集中していると、そしたら東京、大阪、名古屋ですよ。そういうようなところでやはり企業数が多いイコールやはり求人募集もあるという傾向が有ると思います。特に障害者求人につきましては、雇用率を達成するために、まず本社の方の雇用率がどうであるか、これは企業全体では考えるのですけども、やはり本社で求人をまず出すと、そして本社でその求人に対して、障害者の雇用が進んでいかない場合は、当然、他府県の工場なり営業諸支店で、やはりそれぞれ雇用していただく事によって、企業全体雇用率がアップしますので、企業指導としては、他府県の支店、営業所、工場なんかでも雇用していただきという指導はして行くのです。ただ一番の取っかかりとしては、本社まずここからですよ。そういうようなところで、大都市に求人が集中するというのは、その傾向だと思います」

「内臓疾患の方、透析の方についてですけども、ある程度事業所の理解が進んだ上で通院はしているようですね。」

「例えば腎臓機能障害の方は、ご存じのように透析が無いとだめだし、やはり透析に行くということで、平日お休みをとる場合、あるいは最近では夜間透析もありますので、夜間に行かれる場合、残業が出来な

いとか、そういう風な理解を得るためには、やはり周りの方に知っていただかないと。ほかの周りの方がね、「あの人いつでも何で帰るの」というような形で、やはりコミュニケーションの部分で浮いちゃうケースも無きにしもあらず。やはり通院する場合には、ある程度障害を理解して知っただけでいただく方が、定着率がよいのではないかなと考えております。」

3) ハローワークや障害者職業センターの HIV 感染者への理解

(1) HIV 感染者と思わせる問い合わせ

HIV 感染者（と思われる）が仕事に関する情報を得ようとするものであったことが述べられた。

「もしかしたら HIV なんじゃないかなと思わせるような、ちょっと免疫の障害があつてというような言い方のみで電話で問い合わせをしてきたケースというのは多少あるのですが、職業センターはこういうことをしていますよとか、仕事を直接探したいのですけどというものにはハローワークで探すものですよのご案内すると、わかりました、で終わってしまったケースですとか、そういったように実際のところは何らかの障害ということをご本人様がおもちになって、どこかに情報がないかなという感じで電話をかけてきたのかなと思わせるものはあるのです。ご本人のお名前とか住所とか障害名とかを確認している状況ではないです。」

(2) ハローワークで障害者手帳を使用しない（医療機関では使うにも関わらず）

就職で障害者手帳を使用しない背景として、差別不安やハローワークのイメージや物理的環境の不備を指摘する意見が述べられた。

「やっぱり差別不安があるんでしょうかね。ハローワークという印象イメージがあるのかもわからないし。先ほどちょっと言った、早朝ミーティングを毎日やりますから私も含めてそこで反省をするんですよね。初めてこられた方が次もここにこようというような雰囲気作りをしていこうと、第一印象が大切なんだよということですね。接客技法といわれるものがあるんですよね。そこらへんのかかわりというものに個人差があってはいけないのですが、対応しだいによっては気分を害されるという部分もあるのかもしれないなあ。それ以前にオープンクローズというような自己の壁といいますか、そういったこともあるのかもしれないです。」

「ハローワークにはそういう障害者の相談をうけるブースがないと断言されました。こちらで精神障害の相談をして大きな声をあげるわ、その隣には聴覚障害の方がいらっしゃる、またこちらには車椅子の方ということでご指摘がありました。そういったところから変えていかないと。入り口の表記についても。だからこれをみられて“だめだ”と、プライバシーの管理が適正にできるのかなと、物理面でひるんでしまうというか、そういう方がおられるのかなと思います。」

(3)ハローワークの改善点、今後の課題

ハローワークを利用しやすくなるようハ

ード面ソフト面での改善の必要性と、企業へのアプローチの仕方が課題であることについて述べられた。

「ハローワークの第一印象のことでハローワークにそういった病状をお持ちの方が来やすい雰囲気作りがさらに進むように努めていかなければならないなということを感じました。」

「精神障害の人が少しずついろいろな意味で壁がちょっとは昔に比べると低くなってきているとなんとなく感じるのと同様に、事例の積み重ねとか理解をいかにうながしていくかという、ご本人さんの受容もそうですが、事業所さんにどうアプローチするかというそういう視点の支援を組まないといけないなど。相当時間がかかりそうだなという印象を受けました。それは一個人がやるというよりも、全体的にどんな風に理解を促すのか、ツールであるとか、事例を上手に皆さんに理解していただくような方法であるとか、そういうことをちょっと考えないと、それがこれからの課題かなという感じですね」

「HIV 感染者の通院や治療や感染のことなどについて、簡単にわかるチラシのようなものがあれば、両面1枚とか、窓口でお話できるようなものがあれば欲しい。企業の方にも説明しやすい。会議で使える。」

「イメージとしてはマイナスから入って行く。だから電話で問い合わせた時に、『耳が聞こえない方です』とこう言った時に『ああ、それはもう無理、無理』という事で、ガチャンという、そういう方でもいろんな伝達の方法が有るといふ。手話も有れば、筆談も有るし、口話もあると、それがやは

り分からないですよ、なかなか。そこら
がやはり、正しく本当にこういうものであ
るとというのが、周知されていかなければな
らないのではないかなと思うというので
す。」

「紹介する時にどう企業の方に伝えるかな
んです。不安とか良くないイメージを払
拭するために。オープンにするかクローズ
にするか、オープンにした場合に、不安を
払拭するためにどう事をいったらいいのか、
ここが一番の問題だと思いますね」

「『HIV 感染をオープンでいい』と仮にう
まく説明できるだろうか？ご本人が居る前
で電話するので、どうしようかと思う。本
人を傷付けたくない。」

(4)ハローワークの担当官は HIV 感染者か
らの教育研修の必要がある。

周りを改善するのみならず、担当者自身
がもっと障害についての知識と理解を示す
ことが大事である。

「HIV に関係なしに障害者の担当してい
る者にしたら、やはり障害そのものについ
て、やはり正しい知識を持って欲しいとい
うことですね。一般的に、慣れてないです
ね、我々も含めまして、例えば、うちの安
定所にも視覚障害の方が来られますね、そ
したら駅まで同行して案内するのですが
も、例えば誘導の仕方ももう一つ分から
ないです。どうさせていただいたらいいの
ですかと本人に聞いたらこういう風にお願
いしますとか。全ての大多数の人たちがも
ういろんな障害者の人たちと接した経験が
無い、だから分からない。分からないとい
うのが一番大きいのだと思うんですけど」

「僕は、ちょっと話大きいですけど教育
だと思えますね、小さい時からの。養護学
校が一つバンとあったのをそこに全部集
めてしまった。そこでその中でこうされ
まして地域に出て行かないのです。よほど
の事が無い限り接した機会が無い、だから
分からない。」

4)ハローワークや障害者職業センターか
ら企業への働きかけ

(1)ハローワークと企業の連携

ハローワークの障害者雇用では求職者に
対する支援と事業所に対する支援があり、
両者の連携と企業へのアプローチについて、
事業所の人事担当者にハローワークの仕
事を理解してもらうこと、求職者ありきのマ
ッチング、障害者雇用の促進について述べ
られた。

「事業所に対する支援。こちらは求職者に
対する支援、うちは事業所に対する支援で
すね。法のことでも、要するにノーマライ
ゼーションの理念を企業の中でも十分に広
げていく中で、いろいろなツールの中のひ
とつとしてハローワークを利用していただ
くという支援の方法をいろいろご説明しま
す。その中で百聞は一見にしかずで、一度
は人事の責任担当者の方に今のハローワ
ークの状況を見ていただく。10年前のハ
ローワークと今のハローワークはぜんぜん違
いますので。データなども。ですからまず
は私たちが訪問したときは人事の担当者、
たとえば役員会に上げられるくらいの担
当者の方に一度おいでいただいて、今の
支援や支援ツールを、実際に窓口担当を
しているものから相談されている方の状
況などをご

説明させていただく中で、マッチングを進められるようなかたちが概略的なものでね。」

「求職者を基本に置いた求人条件作りというかマッチングというか、求人ありきで障害者の方を紹介するというスタンスから、求職者ありきに。この方のこういう部分であれば、今求めている企業さんの条件の、例えば車の運転をはずしていただければこの方は十分できますよとか、そうすると向こうの方は車の運転をはずせば賃金的にはこれくらいになるが応募と合いますかとか、そういうような具体的なマッチング作業の連携などを行っています。実情、その運転をはずして時間給、賃金体系を変えたマッチングの作業で決まっていく例もありますのでね。求職者の方も運転がはずれていればこの業務がいいということも出てきますので。そういうことを連携の中ですすめていかないと、これはいいけど運転はしなければならないな、応募はやめておこうかなという形で話がぜんぜん進まないの。」

「ノーマライゼーションの理念に基づく法律の縛りがあるのですけれども、法律に関係なく、よくある事例で、一人も障害者がいらっしやらない事業所を訪問すると、そこでは働く障害者のイメージがわからないのですね。そうすると、こちらが言葉でいくら話をしても難しい。それが何かのきっかけで、例えばそれがもしかしたら法律の根拠かもしれないし、あるいはどこかのいろいろな団体に所属している中で障害者の方がすごく仕事ができるという中で「それならうちも」とか、いろいろなケースがありますけど、ゼロから1人入ると、一人

の方がしっかりお勤めされていると、その事例から障害者の方と働いているという感じじゃなくなり、そのことで障害者の採用が一人二人と増えることがあります。私の経験の中で一番大きかったのは半年くらいの間にゼロから7人くらいの採用があったことです。」

(2) 企業への成功例のアピール

企業の障害者雇用を促す方法として雇用の成功例を示すことが有効である。

「障害者の雇用を推進していく上で思うのはですね、雇用例、成功例というのが非常に大きく個々にはいっていきんですよね、気持ちの。こういう例があるんですよというのをお見せしたり、写真つきのパンフレットでお見せすると、こういう方と会ってみたいなどそういう気持ちになってきますので、やはりそういう好事例をどんどん示していくことが大切なんだと思うんですね。ハローワークも今こういう例を出して、個人情報はやだせませんが、そういうことで少しずつですけれど認識が高まるんじゃないかなと思うんですね。」

(3) 障害者を受け入れる会社への補助

ハローワークでは、国の障害者雇用促進のための支援制度を活用できることを知らせて法定雇用率の遵守を促すことを行う。

「国の支援制度、例えば特定求職者雇用改善助成金とかそういうのがありますよね、そういうところでも少し魅力を感じたと。だからやっぱり何もないままでじゃあこの方をというよりは、雇用率を補える、ある

いはそういう助成金制度を活用できるというようなメリッ的なことを考えながら作業していくというケースのほうがやはりいいですね。一般基準業者もその辺のところでご相談にこられます」

(4) 企業の上層部の理解と行動大切

企業の法律遵守に対するコンプライアンスは高まっている傾向があるので、その担当者がいかに会社の上層部に話すかが障害者雇用推進につながる。

「事業所指導の観点からいうと障害者の雇用推進者というのが設置されているところが多いのです。総務部長さんとか総務課長さんがされていますけれど、その人たちがどう動かれるかです。ですから理解があるかどうか、トップに伝えるかどうか、こういう話で障害者雇用についてもこういうことでいうことを経営側にきちんとお伝えをされるかどうか、そこあたりが一番。今はいろいろなテレビなどでも企業の方がいろいろコンプライアンスの問題がでてい るんですけど、名刺などもよくみるとコンプライアンス室担当とか、コンプライアンス室とか、担当とか前よりはたくさん書かれていることが多いので、法の遵守の意識というかそういう意識はとても高めてあるような感じを、名刺とか組織図とかをみさせていただくと感じるんですけど。ですからその方々が知的障害者はこうなんですよというのを100回聞くよりも1回みたりとか、成功事例ですね、こうやって定着されていますとかそういうのがたくさんあって、その方々が上の方に伝える意識というかですね、それでぜんぜん違ってきま

す」「今、HIVが障害の種類にはいっていないと、多くの事業所が思っている。」

(5) 企業向けのセミナーなど

今は HIV 感染者に関する企業向けのセミナーは行われていない。

「企業向けのそういったセミナーとか、でも今はまだ精神障害の方の雇用というところが何かテーマになっていまして、なかなかそこまで認知されていない障害がある方の雇用というのは、なかなかテーマになりにくい現状が有るのですけども、何年後には、またその辺が変わってくるのだらうなという風に思います。

「企業に対するいろいろな啓発とりくみは、障害の特性別で話をするのは難しい。どういったところに紹介するのか窓口担当者がやる。企業においても理解度の違いがいろいろある。あと1名で法定雇用率を達成する企業などいろいろ」

5) 企業からの相談

HIV 感染者とは知らずに採用後、本人から告知があったケースでの対応について、今後もこのような企業からの相談が増える可能性がある。その対応のためにも障害そのものの知識、障害者への理解、企業との調整を行っていく必要がある。

「事業主側からの相談が昨年1件ございまして、年末調整等という身体障害者手帳の提出を受けたのだけれども、会社としてどう対応したらいいかという風なご相談がありました。関係する担当者のみでとどめ

ておくべきなのか、同じ部署で働く人たちにも知らせないといけないのかどうか、知らせなかった時に「周りの従業員から、なぜ知らせなかったのかという風な事を逆にいわれないのだろうか」という風なご心配があって、その時にいろいろ情報収集もしながら、「なるべくそれは関係するのみにとどめておいた方がいいじゃないか」という風な助言をさせていただいた経緯があります」

6) 医療機関との連携

医療機関との連携あり

いままでにも精神障害者や難病の人については、医療機関との連携が図られてきたこともあり、HIV 感染者についても同様のサポートが得られると述べられた。

「精神障害の方はやはり医療機関のご意見というのは大きいので主治医との相談、医療スタッフとの相談というのはしております。特に私どものほうではうつ病等で休職している方の職場復帰の支援、リワーク支援というのがありますが、それをやる際には主治医との合意というものを実施の条件に入れてますので、必ず主治医とは連絡をとる。場合によっては事業所の産業医のほうと連絡をとるといったことがありますので、医療機関とのやりとりというのは結構頻繁だと思います。さっきちょっと出た難病関係の方とかですね、そういう場合も必要な医療情報で提供できるものがあればご本人の同意の下に提供していただくので、もちろん医療的な治療の経緯というものは私たちが知っても活用する方法はないので、就職あるいは復職という中で必要な情報を

提供していただくなり、こちらでの相談経緯をフィードバックして診察のときに役立てていただくようなことは、ご本人さん同意の上でしていますね」

7) 労働安全衛生の観点からのアプローチもあるのではないかと

就職にまつわるサポートは障害者雇用の観点だが、就職後の体調管理についてはむしろ労働安全衛生の観点からサポートしていくのが筋ではないかなど、横の連携の重要性を指摘する意見が述べられた。

「セオリーとしては労働安全衛生、採用した社員の健康管理っていうのは労働安全衛生の分野になるので、都内で言ったら産業保健推進センターです。産業医とかあるじゃないですか。企業の中では採用と併せてその安全衛生管理の面を産業医がもっとどんどん HIV のことについて知って頂いてやっていくという風な方法も、力を尽くす必要があるのかなというのがありますよね。ちょっと他の機関の方達なので、あんまり私がやりますとか、やってもらったほうが良いとかという話じゃないんですけど。そこはやっぱりみんなで連携してやっていけば良いと思うんですよ」

「基準局というのがあるって、いわゆる労働基準監督署の部門があるんですけど、その中に HIV 感染者に対する何か安全講習みたく時間をちょっと入れてもらえるとより幅広く理解がいけると思うんですけど。障害者雇用の側面だけじゃなくて、そっちのほうからも普段からも意識付けというのが」

「リワークというのはまさに、安全衛生と障害者雇用とは違ってはいますが、本来

安全衛生ですよね。その辺が今まではそれぞれ
の政策を考えながら連携していたんで
すけど、より有機的な連携というものの重

要性が出て来てますよね。それは厚生労働
省という1つの省の中にある訳ですから」

【HIV 感染者就労支援に向けての企業に対するフォーカスグループインタビュー調査報告】

A. 実施概要

1. 日時 平成 20 年 2 月

2. 場所 東京

3. 目的

(1) 企業における HIV 感染に係る障害者の受け入れ状況を把握

(2) HIV 感染者の健康に関する就労環境を明らかにする

(2) 企業の HIV 感染者に対するニーズを明らかにする

(3) HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性との関連を明らかにする

4. 対象

企業への FGI はパイロット調査として十数社に依頼したが、企業として協力がえられたのは 1 社 4 名（サービス業）のみであった。他に 4 名（金融業、製造業など）から個人的に調査協力を得て、彼らの勤務先での現状についてインタビューを行った。対象者は合計 8 名で、うち男性 5 名、女性 3 名であった。年代別では、30 代が 5 名、40 代が 2 名、50 代が 1 名であった。

5. 実施分析担当者

石谷誓子、南島多麻美、芹澤ともみ

B. インタビュー結果報告方法

本報告では内容分析法及び記述分析法を用いた。企業への 3 つのフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

C. インタビュー結果

1. 会社の受入体制の現状

(1) HIV 感染者の採用の有無

免疫機能障害の手帳を提示した上で就職面接を受けた場合、就職は厳しいこと、障害者雇用なら HIV 感染者ではない障害者を採用するかもしれないこと、社会経験があること、能力があることが重要であることなどが述べられた。

「HIV 感染者であることをオープンにした方が面接に来られて、企業努力で『採用しなさいよ』っていう範囲内だと多分、率直な話としては、採用しないと思うのです。なぜかと言うと、やはり漠然と“怖い”というイメージと、あとは社員の理解であるとか、顧客に対する理解ってどういうふうに得ているのかというのがあるので、面接しただけだと多分不採用になる可能性が高いと思うのです」

「ほかの理由でお断りしたりするんじゃないかっていう気がします。」

「会社には一定枠がある。正直なところ、できれば避けたいというのが本音かもしれない。社員や社会が啓発されているレベルがバラバラなので。現実には他の障害の方を選ぶかも。今までそういう例はないが。」

「働いたことがないと普通に選考しても多分落とされる。同じような年齢で社会経験のある方がいると、社会経験がないということで、天秤にかけたときに落ちる可能性があります。」

「能力に差はないから。採用基準をクリアしていれば、他の人と同様に採用する。」

(2) 法定雇用率の達成は本社から

母集団の多い本社から採用する傾向があることが述べられた。このことは、ハローワークへのインタビューでも、企業の傾向として挙げられた。

「専門職以外であれば、やはりその方が1人入ることによって、教育する手間がかかりますから、やはりクオリティ若干下がります、1人当たりの、全体としての。やはり母数の多いところから採用していくというやはり発想になります。」

(3) 国からの強制と啓発が必要

精神障害者を例にあげ、最初は国からの強制や啓発によって、同じ職場で仕事していくなかで、徐々に障害者に対する誤解が解けお互い理解できるようになると述べられた。HIV感染者についても、継続的な強い啓発が必要である。

「国が法制化して後ろから強力で押すようなまず仕組みを作って、ただ仕組みを作っただけだと不要に不安をあおるだけなので、やはりそれに伴って啓蒙活動であるとか、あるいは企業の人事担当者を集めての強制的なセミナーであるとかを並行してやっていく。今精神障害者が手帳を持てるようになったじゃないですか。でも『障害者中の精神障害者の方とか、知的障害者の方を何%採用しろ』というのは、今、現状にはないですね。ただ単に、『障害者として何%採用しろ』ということなので、そうすると、どうしてもああいう方っていうのは避けがちになるのです。だから、HIV感染

者もそれと同じような、似たような状態だと思いますので、そこが例えば、「企業のほうで精神障害者と身体障害者、知的障害者の方を1.8%のうちまあ0.3%は精神障害者を採用しなさい」というようなことになれば、せざるを得ないところになってくるのですが、そこが多分第1歩だと思うのです。で、入社して一緒に仕事する中で「ああ、精神障害だといっても、薬で抑えていけば、別に普段はお酒も飲むし、別に普通の人なのだな」というのが理解できてくると思うのですが。だから、努力義務だとちょっと難しいところが現状。これだけ、誤解と意識の隔たりが出ちゃうと、“努力義務”とか、“がんばりましょう”じゃ駄目だと思います。強制的になって10年もすれば、もうお互いに理解すると思います。」

(4) 企業と HIV 感染者との歩みよりが必要

相互理解が少しずつ広がっていくためには、はじめの一步が重要だと述べられた。

「『なんだかよく分かんないけど、怖い世界だな、あの世界』っていうふうになってしまうので、お互いに理解するってことが一番重要だと思う。会社側で努力することも必要だと思うんですけど、感染者の方も最初の1歩というのは『そんなに甘いもんじゃないんだよ』とおっしゃるかもしれないけど、やっぱり相互理解の最初の1歩って、お互いがやはり1歩というか、まあ半歩前に出ることだと思うんです。お互いに半歩出ると『ああ、なんだ、違うじゃない、何で今までこんなに漠然と怖がったのだろう』ということで、感染者と理解しあえる。うまくコミュニケーションとれて仕事をし

ているという企業がまず1社できれば、それから広がっていくのだと思うのです。」

2. HIV感染者の健康に関する就労環境

(1) 通院に対する配慮

あらかじめ通院について知らせてあれば配慮できる旨や、その連絡にはメールを使用するなど、必要最低限の人にしか知られない方法もあると述べられた。

「手帳を持っていて、それで『ある程度必要な人間に知らせてもいいよ』というふうにおっしゃってくれている方であれば、有給休暇でなくても『その日はもう休んでいいよ』という形で配慮して、給与も削ることもないです。『周りには有休とってきなさいよ』という感じで特別配慮でやってあげられます。」

「内部疾患ということですから、仕事上で制約は、多分少なくとも弊社に関しては、全くないと思うのです。で、本人さんが“過労”ということであれば、残業もさせないです。あとは通院に関しても、有給休暇を使うとか、その方が公表されているかどうかという問題もあると思うんです。」

「症状が悪化するというのはやはり命に係わることなので、その辺については少なくとも人事担当者と直属の上司には事前に言うべきだと思います。人事担当者はそのことを周りにしゃべるといことは、職務の性格上絶対ありませんから。その辺は信頼関係だと思うのです。だから少なくともこの人だけには今の状況は常に報告。メールで今は何でもできるじゃないですか。2人で話していると、ばれちゃいますけど。メール等だったら分からないわけですから、

今も社内に障害を持っている方と、メールで『今こういう状態なので、きょうは早めに帰らしてもらってもいいですか』とかいうやりとりしている方もいます」

「通院のための休みはもちろんとれる。他の製造業に比べると意識は高いと思う。私のように過去に機会があれば勉強するが、きっかけがないとなかなか難しい」

(2) HIV感染者に特定した社内教育の実施状況と今後

教育は必要と思う一方、実際には実施されてはいない現状と、社内でセミナーを実施することはかえって病気をクローズアップするのではないかなどの意見が述べられた。

「例えば、人事が社員の健康管理のためにというので、うつ病のセミナーは頻繁にやっているのです。心の病気とかそういうのはあるのですが、障害を持った方が周りに居たらどうするとかそういうのはないのです。うちの会社も法律を満たすための枠があって、わたしの部署に障害を持った方が今3人いらっしゃるのです。だからって別に普通に皆さん接しますし、まあどちらかと身体的なあれなのですけど。でも、皆さん集めてこういうセミナーしましょうというような教育はないです。もし感染されている方がいらっしゃった場合は、多分そういう話し合いはしないと思いますし、まあ上司は知っていても、社員の人はもしかしたら話さないかもしれないかなという気がします」

「確かに教育が必要だとは思いますが、会社にその方が入るからといって、そ

の時に改めてセミナーなり勉強会とかを開いてしまうと、あたかもその病気が特別なように作り上げてしまうという気がします。矛盾しているかもしれないですけど」

「『普通の日常生活は問題ないですよ』といったものの、いろんな職種があって、インターネットを使ったものはどんな人でもできてしまうのです。そういったちょっとした能力があればまったく問題ないです。まずはそういったところで活躍できるかをある程度提供して、徐々に会社として、『そういう病気の方もこうできますよとか、こうやったらいけませんよ』みたいなものができるような形になればいいのかなと思います。特別に勉強、勉強というと、逆に HIV 感染をクローズアップしてしまうのかなという感じがします」

「やはり予防の知識を勉強すると。じゃあ、なったらどうなるのについても、通院して、薬を投薬すれば大丈夫だよと、制度もきちんとこういうのがあって」との教育が必要かなと思っているのです。」

(3) 子どものころからの教育が大事

障害者の方と接する機会がないことの弊害について述べられた。

「義務教育の時期から、病気について学ぶ、知るべき。」

「日本は海外に比べて HIV を隠したがる傾向がある、幼いころから障害者と接する機会があったほうが、大きくなってからの偏見につながらない」

(4) 障害者であることが周囲にみえにくいのでサポートしづらい。

見た目で障害があるとわからないので、産業医のほうからのサポートが有効なのはどの意見が述べられた。

「身体障害の方に関してはトイレやスロープにする面など対応している。そういう方は困っているのがわかりやすいのでサポートしやすい。HIV など周りにわかりにくい疾患の場合、サポートしづらいかも。産業医がいる」

(5) 上層部の対応

会社の上層部の対応について述べられた。

「上層部はちゃんとした知識を持っているべき。オープンなら社員契約してもよいと思う。何かあったときの措置、対策は立てておくべき」

3. 企業の HIV 感染者に対するニーズ

(1) 本人からの申出がない限り特別扱いしない

身体への配慮はするが、それ以外は一般の社員と同様に仕事をしてもらうのが基本的な姿勢であることを述べられた。

「弊社の場合は障害を持ってらっしゃるからとか、持ってないからとかそういうことで仕事の差別は絶対しないのです。それは逆にいうと、会社としてはその人のためだと思ひ、特別な配慮はしない。当然、障害の部位によってはその分はちゃんと見てあげるのです、重いものが持てなければ、持ってあげるというようなことはするのですが、それ以外に関しては本人からの申し出がない限りは、一切特別扱いしません。」

だから締めなんかの時期で忙しいときには、一緒に残業やってもらいますし、昼間の日中の時間帯も一生懸命仕事をしてもらおうというような感じで、今も内部疾患の方について対応しています。ただ、当然それによって、症状が悪化するというのはやはり命に係わることなので、その辺については、事前に少なくとも人事担当者や直属の上司には言うべきだと思います」

「一番やはり心配なのは体力的にどうなのかというところです。管理する側としては、試算で、月の中でこれだけの人数がいるから大丈夫だろうという形で予定も組んでいますし。部下はあらかじめこの日は受診だとか言ってくれている。体力的に配慮が必要であることを知らないと、業務を与えざるを得ないです。残業であったり、例えば、重い物を持っていたり、立ち仕事で体力的にかなりきつい部分がありますので、分かってなければ、同じ業務をさせざるを得ないのです」

(2) 個別の対応が必要

障害者に対して個別の対応が必要で、一般の社員と調整しながら仕事をすすめている現状を伺えた。

「個人個人に対応が変わる、その人のその状態がどういう状態かによって、やはりやっていただくお仕事とかも変わるんじゃないかなって気がします。この人はここができないけど、ここができるとか、ここができないから、この部分はほかの人をお願いして、こっちお願いしますとかそういう感じで。一人一人に違う対応が必要なんじゃないかなって気がするんです。今、同じ

部署にいる身体障害者の方は、ちょっと重い物が持てないとか、そういうところはほかの人にやってもらっている感じ、ほかの部分はやっていただくという感じで分けてやっているような気はします」

「会社とか、採用した上司とかによって対応が変わっちゃうじゃないかという気はします」

(3) 裁量勤務

裁量勤務の長所と短所について述べられた。

「以前の職場では裁量勤務だったので、成果があれば勤務は1時間でもいいっていう、実際そうなのですが。ほとんどの人は朝10時ぐらいに来て夜8時ぐらいまでやって、特に開発業務などだと納期とかも出てきて、そうするとどうしても残業せざるを得ない。で、誰も帰らないです。なぜかという、みんなでやっているのだから1人だけ帰るといのがなかなかなくて、みんな遅くまで黙ってやっちゃう。そういう職場だとどンドン、普通の人でもどンドン体力的にきつく、疲れてきちゃたりっていう風邪もひきやすくなるし、わたしもよく風邪を引いてました」

(4) スキルがあれば一緒に仕事する仲間

感染よりも本人のスキルを重視する意見が述べられた。

「ある程度のスキルがあれば、全然、例えばHIV感染者であろうが、そうでなかろうが、まったく意識はしない。スキルがあれば一緒にやる仲間っていうイメージでと

らえています。スキルのない人と仕事するよりも、一緒に仕事をしたいという感じです」

(5) 企業イメージとの関係

HIV 感染者を採用したとしたら顧客からの反応が気になるとの意見が述べられた。

「わたしは現場なので、もしそういう人がいたとしたら、それをお客さんがどう見るかを気にするんじゃないと思います。例えば、『あそこの支店にはそういう人がいるのだよ』っていうのを、どっちに受け取るのだろうと思うのはあります。HIV 感染者を採用したことを知ったとして、企業を高くみるか、『ええ、なんで』っていうのかなというふうに。社内もそうなのですが、社外もどう見るのだろうと思います」

4. HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性

(1) 職場に HIV 感染者がいるときの対処

HIV 感染者が同僚の中にいる場合と部下に持った場合のコミュニケーションについて述べられた。

「職場だと自分から嫌だなと思っても、ずっと一緒に、自分の意思ではどうにもできないもの、やはり、逆にそこで自分がどういうふうに関わっていかってというのもちょっと考えます」

「ちゃんと、『この人はこういう理由があって、こうなのよ』って説明をする管理者としての義務がありますので、やはり、日常生活は『こうこうこうで大丈夫だよ』ということをちゃんと現場スタッフにも話を

すべきだと思う。今現在、わたしがその人に対してしてあげられることっていったら、やはり気を遣う『大丈夫？』って。普段からやはり声かけをしています。『無理だったら言ってね』っていう形で面談もちよくちよくしますし、それはでもほかのスタッフと一緒になのです」

(2) HIV 感染者が働きやすい職場とは、周りの環境と理解があるところ

インタビュー協力者はまだ、HIV 感染者であることをオープンにしている人と働いた経験がない。しかし女性の産休育休後の職場復帰について経験したことを例に、制度の導入後一時的には生産性が落ちるが、上層部がかわることによって、補充人員の充足も行われるようになり、いまでは職場復帰が定着していることに言及し、それは HIV 感染者の採用でも同様なのではと述べられた。

「うちの会社は女性が産休後みんな戻って来ますし、何かそういう働きづらいというのは、あんまりないのかもしれないです。わたしが入行したころは、女性が結婚したら辞めるのが当たり前っていう感じで、戻って来る人って本当にいなかったのですが。今、時代の流れで、外部に対して女性をこれだけ環境よく整えていますみたいな、すごいわざとのようにやるじゃないですか。『これだけ女性活躍しています』みたいなことを今すごくやっているの、本当にみんな誰でも結婚してまた戻って来るのが当たり前になってきて、例えば、同じ支店で働いた中でも、『今、2人休んでいます』とか、というのがどんどん普通になってき

ました。最初は1人休むと、その分応援がくるわけじゃなかったりもするので、上の人たちにとっては、あまりよろしくないというか、昔はこんなじゃなかったのにとか、ありました。休み明けで戻ってきても、最初のうちは早く帰ったりだとか、朝遅く来ていい、とかっていう制度になっちゃうので、「だったら普通の1人がいたほうがいい」という雰囲気だったのが、今は、段々当たり前になってきたので、やはり会社の制度というか体制というか、それもやはりすぐには無理で、1年、2年、3年、4年

とか経って段々普通になってきました。HIV感染にしても、周りの理解と慣れと、あと当たり前な環境かなと思います。ただ、それはすぐにできるかは分かんないですけど。赤ちゃんができるって、おめでたい話でも何年かかかったと思いますし、同僚しても、やはり同じ仕事をして早く帰ったりするのを、同性としても『えっ』と思ったりするようなどころから段々何年か経って、当たり前になってきたので、ちょっと周りの環境と理解とか制度とかかなと思います」

II. 資料

1. 企業の HIV 感染障害者に対する雇用環境について

【I.目的】

2007年8月に行われた上場企業1000社アンケート（調査主体：（社福）はばたき福祉事業団）を元に詳細な分析を行い、企業の HIV 感染障害者に対する雇用意識・知識を明らかにし、HIV 感染に関する障害者雇用機会および継続の促進するための示唆を得ること。

【II.調査方法】

1.調査対象および調査内容

1) 抽出方法

上場企業1000社を四季報などより無作為抽出

2) 調査内容（項目）

(1) 障害者雇用状況 (2) HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題 (3) HIV に関連した就労環境 (4) 属性

2.調査の実施

1) 調査手順

自記式質問紙による郵送調査を行った。2007年8月に調査票を調査対象となる企業宛てに郵送にて配布。2007年9月～10月にかけて郵送にて（社福）はばたき福祉事業団宛に返送してもらった。

2) 調査票回収状況

有効回答数 39社（3.9%）

3) 集計解析

以下の調査項目について集計を行った後、関連要因の分析を行った。

調査項目（詳細）

【障害者雇用状況】

- (1) 現在の障害者採用の有無
- (2) 現在の障害者雇用人数および内訳（視覚障害／聴覚障害／肢体不自由／内部障害／知的障害／精神障害）
- (3) HIV 感染者雇用の有無および HIV 感染者雇用者人数
- (4) 今後 HIV 感染者の雇用可能性
- (5) HIV 感染者の雇用にあたり必要な経験、資格および詳細
- (6) 労働時間の対応の可否
- (7) 障害者の雇用意向
- (8) HIV 感染者の雇用意向
- (9) HIV 感染者の社会的イメージ

【HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題】

HIV 感染者の職務能力
HIV 感染者とその他同僚に対する安全配慮義務
HIV 感染者とその他同僚のコミュニケーション
HIV 感染者を雇用していることによる社会的イメージ
本人の体調不良・体調悪化
短時間勤務や配置転換など本人の体調に合わせた雇用管理面への配慮
生活面、医療面も含めた組織体制の確保
保険料の企業負担
その他

【HIV に関連した就労環境】

- (1) HIV に関する職場教育の有無
- (2) HIV 感染者の就労ガイドラインの存在の認識
- (3) HIV 感染者が法廷雇用障害者の算定対象であることの認識

【属性】

- (1) 会社名
- (2) 業種
- (3) 従業員数

【III.結果及び考察】

1. 障害者雇用状況

有効回答を寄せた企業 39 社のうち、障害者を雇用している企業は 38 社（97.4%）であった。1 社あたり平均障害者雇用人数は 43.5 人。なお企業規模別障害者雇用人数を表 3 に示した。今回の調査では、回収率が 3.9%、法廷雇用率 1.8%以上の企業が中心であるため、結果の解釈には注意を要する。

表 1

	度数	パーセント
55人以下	1	2.6
56～100人以下	1	2.6
101人～300人以下	4	10.3
301人～500人以下	4	10.3
501人～1000人以下	5	12.8
1001人以上	20	51.3
小計	35	89.7
不明	4	10.3
合計	39	100.0

表 2

	度数	パーセント
建設	2	5.1
繊維製品	1	2.6
金融・保険	1	2.6
化学	3	7.7
医薬品	2	5.1
鉄鋼	1	2.6
機械	2	5.1
電気機器	5	12.8
精密機器	4	10.3
不動産	3	7.7
卸売り業	2	5.1
小売業	4	10.3
サービス	2	5.1
商社	1	2.6
運輸	4	10.3
不明	2	5.1
合計	39	100.0

表 3

規模	平均値	標準偏差	度数
56～100人以下	1.0 ()		1
101人～300人以下	1.8 (1.0)		4
301人～500人以下	4.8 (4.9)		4
501人～1000人以下	7.0 (3.9)		5
1001人以上	80.0 (70.6)		15
合計	43.5 (63.1)		29

【III.結果及び考察】

2-1. HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題

HIV 感染者の企業の雇用受け入れには二つの壁（障害者・HIV 感染者）が存在している。

障害者の雇用について積極的な意向を示した企業でさえ、HIV 感染者雇用を肯定的に考えている企業はわずか 15.8%。障害者雇用について現状を維持したいという意向を示した企業のうち、HIV 感染者雇用を肯定的に考えている企業は0%。なお雇用を減らしたいという企業からの回答はなかったため状況は不明である。

このことは、障害者受け入れに比べて HIV 感染者受け入れはさらに厳しい現状が示唆されている。全体として、HIV 感染者受け入れに対し肯定的な企業が少なく、障害者受け入れに積極的な企業でさえ同様の傾向が見られる。

企業において、障害者受け入れ、HIV 感染者受け入れには二つの壁があることを示している。HIV 感染者が、障害者として社会参加する上での障壁であるとともに、自らの障害をオープンにして安心して就労する上での障壁ともなっている。

表 4

障害者の雇用意向 と HIV感染者の雇用意向 のクロス表

障害者の雇用意向		HIV感染者の雇用意向			合計
		肯定的に 考えている	どちらでも ない	否定的に 考えている	
積極的に雇用を増や したい	度数	3	15	1	19
	%	15.8	78.9	5.3	100.0
現状を維持したい	度数	0	18	1	19
	%	0.0	94.7	5.3	100.0
雇用を減らしたい	度数	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	度数	3	33	2	38
	%	7.9	86.8	5.3	100.0

【III.結果及び考察】

2-2. 企業における HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題

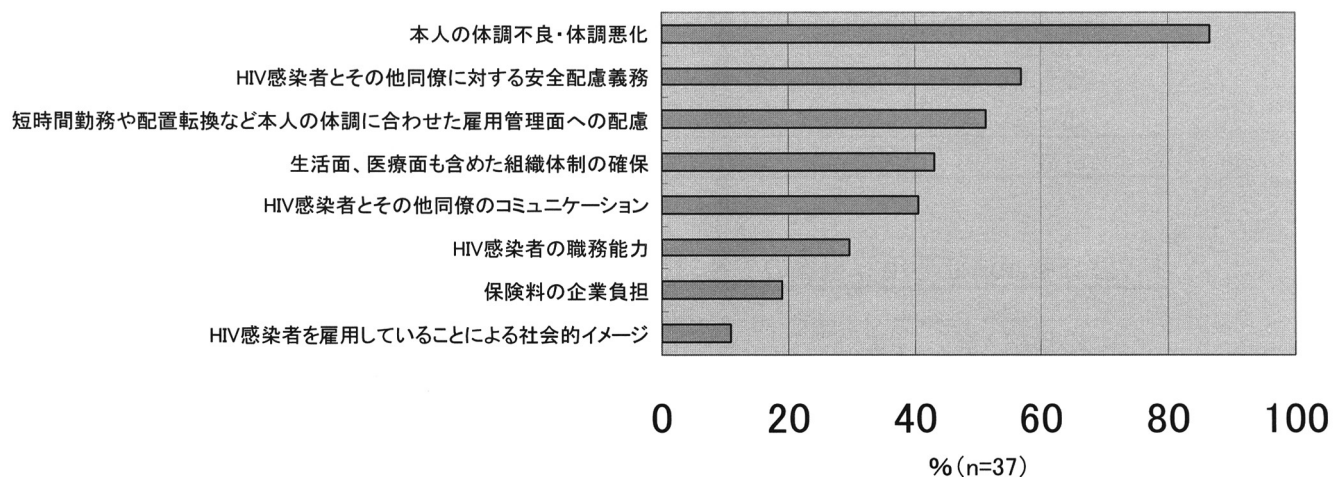
企業における HIV 感染者の受け入れ態勢は必ずしも整備されていない。

企業における HIV 感染者の受け入れ上の問題としては、①本人の体調不良・体調悪化（86.5%）に続き、②HIV 感染者とその他同僚に対する安全配慮義務（56.8%）、③短時間勤務や配置転換など本人の体調に合わせた雇用管理面への配慮（51.4%）、④生活面、医療面も含めた組織体制の確保（40.6%）と続いた。

以下、HIV 感染者とその他同僚のコミュニケーション（40.6%）、HIV 感染者の職務能力（29.7%）、保険料の企業負担（18.9%）HIV 感染者を雇用していることによる社会的イメージ（10.9%）と続いている。

近年、HIV をめぐる治療環境は向上しているにもかかわらず、企業における HIV 感染者の受け入れのための環境整備は必ずしも整っていない。企業において、体調不良・体調悪化、他の同僚への影響などを主な理由とした、HIV 感染者の就労可能性に対する疑義が前提にあることが読み取れる。このことは、企業の HIV 疾患への理解が以前と変わっていないことや、HIV に対する差別・偏見などから、環境整備の遅れが背景にあると考えられる。

表 5 企業における HIV 感染者の受け入れ上の問題



【III.結果及び考察】

3-3. HIVに関連した就労環境

企業における HIV の知識の啓発・啓蒙が遅れており今後重要な課題

HIV に対して、企業の無理解と無関心が浮かび上がる。このことは、社会全体として、HIV 感染者が就労するためには自らの障害をクローズにせざるを得ないほど厳しい差別・偏見にさらされていること、また、サポートを得られにくく、孤立しやすい状況を示している。

HIV に関しての職場教育が行われていると回答した企業は全体の 5% (表 1)。また、HIV 感染者の就労ガイドラインの認識も 25%にとどまる (表 2)。また、HIV 感染者が法廷雇用障害者の算定対象であることの認識も全体の 4 割弱にとどまった (表 3)。全体として企業が HIV に関する理解のなさや無関心が背景となっている。企業に対する HIV の知識の啓発・啓蒙が今後重要である。

表 6

HIVに関する職場教育の有無

	度数	パーセント
有効 行われている	2	5.1
行われていない	37	94.9
合計	39	100.0

表 7

HIV感染者の就労ガイドラインの存在の認識

	度数	パーセント
知っている	10	25.6
知らない	29	74.4
合計	39	100.0

表 8

HIV感染者が法廷雇用障害者の算定対象であることの認識

	度数	パーセント
知っている	15	38.5
知らない	24	61.5
合計	39	100.0

2. HIV 感染者に対するフォーカスグループインタビュー調査報告

A. 実施概要

1. 日時 平成 19 年 9 月から 11 月
2. 場所 北海道、岐阜
3. 目的
 - (1) HIV 感染者の就労に関連する不安の把握
 - (2) HIV 感染者の就労状況の把握
 - (3) HIV 感染者の就職活動状況の把握
4. 対象 北海道と岐阜に在住の薬害エイズ被害者とその母親
5. 実施分析担当者
南島多麻美、石谷誓子

B. インタビュー結果報告方法

本報告では 8 回行った HIV 感染者へのフォーカスグループインタビューにおいて、その内容を音声に録音し、テープ起しした記述について、内容分析法及び記述分析法を用いてまとめた。

C. インタビュー結果

1. 就労に関連する不安

(1) 生きられる不安

本調査の対象者の大半は血友病を持ち、一般の人ほど長生きはできないと考えていた人たちであった。その中で、血液凝固製剤は血友病の治療に朗報をもたらしたが、当時“不治の病”と恐れられていた AIDS の病原体である HIV に汚染された血液製剤が投与され、血友病と同時に HIV/AIDS という重荷を負うことになってしまった。近年の AIDS 発症を抑える薬物療法が確立されるまでは、対象者の大半は“長くは生きられない”という大前提のもとで現在の生活に至っている。従って彼らに特有の“生きられる不安”に対する心の変化や血友病および薬害エイズ被害者である若者に対する理解

が述べられた。

不安に対する心の変化：「とりあえずがんばって生きていこう」「昔はビジョンより一日を長く生きていくこと、長く生きてきて不安になってきた」

若者に対して：「長く生きられることが辛くなった」「燃え尽き症候群」「社会での居場所がないから引きこもる」「目標を作っておける」「役割があれば時間を感じるのでは」

(2) 将来の不安

将来についての不安は、今後の病気の経過、病気に対する偏見、高齢化の問題、収入や仕事についての不安が述べられた。

病気について：「薬剤耐性」

高齢化について：「高齢化」「周りのサポートが必要」「子どもも大きくなる、自分は年をとる」

収入について：「経済状態」「体調」「収入が不安」「奥さんが働くだけでは無理」

仕事について：「約束されていない」「いつまで仕事ができるか、続けられるか」「就職しても安定しない」

全般：「5年後の目標を聞かれても答えられない」「現状でいっばいだ」「一般の人が思う不安と同じ」「毎日が不安、不安が付きまとう」「HIV、C 型肝炎、血友病の偏見、どこから手を付けたらいいかわからない」

(3) 就職活動不安

就労への意欲はあるが、企業側の病気や治療への理解がないこと、就職につながらないことへの不安、仕事をしなくても出来る仕事に限られてしまうこと、今現在仕事ができる状況ではないが、なんとか仕事が

できるようにしたいという意欲などが述べられた。

「次の面接も病気を理解してもらえないのか」「何とかして職を得たい、どこかとして欲しい」「食っていかなければならない」「親がいつまでもいるわけではない」「毎日家にいる事が苦痛、どうやって時間をつぶすのか」「家にいると近所でうわさされる」「がんじがらめで仕事が出来ないが食べていかなければならない」「仕事を見つけて欲しい」

(4) 仕事と健康不安

無理をすると体調を崩し仕事が継続できない、いつまで今の健康状態が続くのかなど、仕事の継続と健康状態のバランスをとることの困難さが述べられた。

「体調で左右される」「無理は出来ない」「体が付いていかなかったらしょうがない」「健康不安により3年後5年後の見方も変わってくる」「仕事の中で体調維持の目標を持つ、中期と長期の目標を持つ」

(5) 職場での不安

職場において同僚などに自分の病気が知られることへの不安、周囲への告知の時期を図っていることについて述べられた。

職場への告知：「すぐに言わなかった」「いう必要のない働き方だった」「個人的に親しくなると言うことはある」「薬を使うとレセプトが高額になるから知らない人が不審があるので今は言っている」

病気が知られる不安：「血友病は保険証をもらうときに分かってしまうので悩んだ」

(6) 差別不安

病気に対する悪いイメージ、就職や職場で差別されたり、偏見を持たれるのではないかという不安について述べられた。

差別・偏見：「差別・偏見がいっぱいある」「うつるという不安」「忌まわしいイメージ」「出だしが悪かった」「イメージがダーク」「レットル」

就職での差別：「内定をもらいながらも取り消しになった」「仕事を制限される」「理解されない時期が続いた」

職場での差別・偏見：「解雇」「理解のない人はいる」「ショッキング」「障害者という色目」「表立ってないが陰で何を言われているかわからない、気にしないようにしている」「忘れた」「特にない」

2. 就職活動状況

(1) 就職の現状と制約

居住地域の不況によって就職が困難であることや、身体的なハンディキャップのため仕事の選択が限られてしまうこと、公務員志向であること、企業面接で治療のための通院が理解されなかったことなどが述べられた。

地域全体が不況：「HIV感染者だけではない、辛い」「仕事を探していない人たちは本当は働きたいが踏み切れない、働いている人はやっとの思いでここまで来た」「遠隔地や僻地に住んでいるので求人が少ない、仕事がない」「砂浜に投げたダイヤモンドを探すようなもの」

身体的ハンディキャップ：「(HIVという前に血友病だから) 選択肢は多くない。大体決められているので、好きであろうとなかろうとその範囲でやっていくしかない」「肉体労働の求人は結構あるが出来ない」「自宅から近いところを選択」「公務員試験は難し

いので、大学の先生に勧められて事務職にした」「ピアからの仕事の誘いで事務所の仕事を選んだ」

公務員志向：「民間企業は考えていなかった、楽そうだから公務員限定」「自分の身体を考えて楽な職場を探す」「公務員以外は勤まらないと思っていた」「公務員試験は障害者と一般の両方受けたが落ちた」「市役所の障害者枠で受けようとしたが病気が知られてしまうのでやめた」「市役所の障害者枠で受けたが、2次試験の健康診断と作文で落ちた」
企業面接：「1ヶ月に1回の通院の事を言うとはじかれた」「障害者枠で就職しようとしたが通院の事を言うとアウト、門戸は狭い」「地域障害者職業センターの方も面接で説明してくれるがだめだった」

(2) ハローワークで仕事探し

ハローワークを利用することの利点や職探しの苦労について述べられた。希望する就労支援の希望や障害者枠の使用についてはすでにハローワークや地域障害者職業センターで取り組まれていることもあるので、そこでのサービス内容があまり知られていない、あるいは誤解されて伝わっている可能性があると思わせられる内容が述べられた。

ハローワークのメリット：「しょうがない」「別のルートでは探せない」「きちんとした情報が得られる」「通って顔なじみになった」「親切に教えてくれる」「適切なアドバイスが得られた」

職探しの現状：「苦労した」「根気よく行くしかない」「生きていかなきゃならないから頑張った」「何回落ちたか分からない、落ちても前より少しいい反応になる、落ち方も覚えた、落ちるのは当たり前、一度であきらめたら情けない」

障害者枠：「障害者枠のほうが職場に理解してもらえる、せっかくあるから利用しない手はない、(但し)一度使うと一生使うしかない」「面接で病気の詳細を聞かれることはない」

希望する就労支援：「具体的な支援環境が欲しい」「職業訓練」「職業適性検査」「資格習得」「面接の練習」「何か目標を作る」「ニートと一緒に授業」

3. 就労状況

(1) 以前の仕事を辞めた理由

社会の認識が低いときの苦労や体調悪化による退職について述べられた。

「不当な理由で解雇」「体調を崩してやめた」「社会の認識が乏しい時代は苦労した」「体調が悪くなりここにいたらまずいと思った」「発症してから仕事も住宅も奪われた」「本当は辞めたくなかった、泣く泣く辞めた、死んでも仕事を完成させるほうが幸せだったかも」

(2) 今の仕事について

就職している HIV 感染者の状況について、主に通院、給料、職場での人間関係、働く意義などについて述べられた。

今の仕事：「そんなに難しくない」「仕事をためない程度にがんばっている」「通院と体調でフルタイムでは仕事できない」「就労時間は夜7時まで、土日が休み」

通院：「融通が利く」「理解してくれる」「不自由はない」「気を使ったが開き直れる」「特に詮索されない」「代休を使って通院」「有給で午前中休む」

給料：「安い」「自立が不安」「時給でも少しずつ上がる」「報酬に見合った仕事を自分が出来るかどうか問題」「対価に関係なく仕

事というものがある」

人間関係：「多少の苦労はあるが、思ったほどではない」「一般的なことを除けば別にない」

仕事のネガティブな面：「面倒くさい」「仕事が単調」「忙しいときは夜 10 時まで仕事をしている」

仕事のポジティブな面：「一日終わるとほっとする」「気持ちがすっきりする」「刺激がある」「押しつぶされない程度の負荷は多少必要で、病気の事を忘れていられる」「余計なことを考えない」「仕事に没頭できる」「仕事があるから休みや遊びが楽しい」「頭で考えているよりは仕事のがんがん出来る」

仕事とは：「働く事が必要」「経済的理由」「社会とのつながりを持つ」「働くことに意味がある」「お金ではない」「障害や病気があっても働く事が大切」「毎日家にいることの苦痛（どうやって時間をつぶすのか）から逃れるため」

休んだときの心理：「気を使った」「申し訳ない」

(3) 希望する仕事について

希望する仕事について、前向きな意見からかなり消極的な意見まであり、さまざまな心理状態にあることが推測された。

「自分のやりたいことをやる、出来ることがあったらやってしまう」「自分が一生懸命になれる仕事があるといい」「徐々にステップアップできるような仕事のやり方がよい。でも仕事の比重を増やして体調が悪くなるのは嫌だ」「仕事を探している時間のほうが長い」「やりたいという事がほんとならない」

(4) 再就職について

社会とのかかわりや経済的理由から再就

職を希望している発言が得られた。しかし治療のための通院が企業に理解されない、あるいはそのために仕事が出来ないなど、通院が就労への足かせになっている様子が語られた。就職後も同様に通院に関わることが大きなストレスとなっていることが述べられた。

なぜ再就職を決めたか：「離婚」「引きこもれない」「社会とかかわりたい」「収入を得るため」「障害者年金だけでは暮らせない、蓄えもいつかは尽きる」「周りからこれやっでと頼まれた」

再就職の就職活動と制約：「血友病だとどこに行っても大概だめ、薬害の和解前とあまり変わっていない」「企業が障害者の就労について勉強しようと思わない・理解しようと思わない」「月 1, 2 回の通院のために働けない、通院のために仕事が出来ない、理解が得られない」「大企業も中小も、通院を理解されないのがストレス」「面接で病気の事を詳しく言わなくていい、就労の準備、就労の準備の必要ない仕事を選ぶ」「血友病に関連する障害があって仕事の選択に制限がある。主に事務職なら可能だが、企業は女性を希望していることが多く、ハローワークが企業を説得しても断られる」

再就職後：「内服は人にみられることが少なくなりストレスはない」「通院がストレス」「休むことは最初のうちはいいが、そのうち周りが心配の目で聞いてくる」「休みを取るの簡単だが理由を言うのが難しい」

4. HIV 感染者と医療機関との関係

HIV 感染者の就労準備や就労継続のためには雇用側の理解だけでなく、通院している医療機関の配慮や協力が必要不可欠であることが述べられた。

病院との関係：「医療機関から見放されない事が支え」「仕事に支障がないように薬の処方などのサポートして欲しい」「残業があるために投薬時間を夜に変更した」「以前接客業をしていたが人工股関節施術をした後病院から”接客業には戻るな、戻るなら病院から出る、後の保障は出来ない“といわれ仕事のポジティブな面：「一日終わるとほっとする」「気持ちがすっきりする」「刺激がある」「押しつぶされない程度の負荷は多少必要で、病気の事を忘れていられる」「余計なことを考えない」「仕事に没頭できる」「仕事があるから休みや遊びが楽しい」「頭で考えているよりは仕事がかんがん出来る」
仕事とは：「働く事が必要」「経済的理由」「社会とのつながりを持つ」「働くことに意味がある」「お金ではない」「障害や病気があっても働く事が大切」「毎日家にいることの苦痛（どうやって時間をつぶすのか）から逃れるため」
休んだときの心理：「気を使った」「申し訳ない」

（3）希望する仕事について

希望する仕事について、前向きな意見からかなり消極的な意見まであり、さまざまな心理状態にあることが推測された。

「自分のやりたいことをやる、出来ることがあったらやってしまう」「自分が一生懸命になれる仕事があるといい」「徐々にステップアップできるような仕事のやり方がよい。でも仕事の比重を増やして体調が悪くなるのは嫌だ」「仕事を探している時間のほうが長い」「やりたいという事がほんとならない」

（4）再就職について

社会とのかかわりや経済的理由から再就

た」

職業訓練の制約：「病院にいかなくてはならないので地元から離れられない。もし移動したらその場所での病院の手配が大変。3ヶ月コースでも受診のために帰ってこなければならぬ。」「診療時間が平日で採血の時間に制約がある」

なぜ再就職を決めたか：「離婚」「引きこもれない」「社会とかかわりたい」「収入を得るため」「障害者年金だけでは暮らせない、蓄えもいつかは尽きる」「周りからこれやっでと頼まれた」

再就職の就職活動と制約：「血友病だとどこに行っても大概だめ、薬害の和解前とあまり変わっていない」「企業が障害者の就労について勉強しようと思わない・理解しようと思わない」「月1,2回の通院のために働けない、通院のために仕事が出来ない、理解が得られない」「大企業も中小も、通院を理解されないのがストレス」「面接で病気の事を詳しく言わなくていい、就労の準備、就労の準備の必要ない仕事を選ぶ」「血友病に関連する障害があって仕事の選択に制限がある。主に事務職なら可能だが、企業は女性を希望していることが多く、ハローワークが企業を説得しても断られる」

再就職後：「内服は人にみられることが少なくなりストレスはない」「通院がストレス」「休むことは最初のうちはいいが、そのうち周りが心配の目で聞いてくる」「休みを取るの簡単だが理由を言うのが難しい」

4. HIV感染者と医療機関との関係

HIV感染者の就労準備や就労継続のためには雇用側の理解だけでなく、通院している医療機関の配慮や協力が必要不可欠であることが述べられた。

3. HIV/AIDS のイメージ(企業、ハローワークへのグループインタビュー事前質問票より)

平成 19 年 12 月から翌年 2 月にかけて、企業、ハローワーク、地域障害者職業センターの方へのフォーカスグループインタビューを実施した。その事前質問票で HIV/AIDS のイメージについて聞いた。無関心なものから“怖い”イメージ、差別・偏見の対象、治療がすすんでいる、支援の対象など回答が得られたので以下に示す。

「特になし、(一般的な薬害エイズの報道等)」

「あまり関心はない。差別意識もあまりない」

「薬害のイメージ、具体的なことはよくわかっていません」

「出始めの時期は知識不足による偏見もあったが、啓発・広報活動の普及につれ、現在は特段特別なイメージはない」

「怖い病気、自分とはあまり関係がない。よく知らない」

「治らない、不気味、わからない」

「センシティブ」

「怖いイメージ、治らない病気、母子感染、薬害エイズ、以前はアフリカ、アジアで感染者が多いという認識だったが、今は日本でも当たり前にある感じ、他人事とは思えない」

「血液で感染する病気。あまりよいイメージはない」

「当初は“恐ろしい病気”のイメージだったが、現在は多くの病気のうちのひとつというイメージ」

「イメージだけが先行して、社会的偏見が一人歩きしている。障害者の範囲の中では特異な存在」

「“怖い”イメージ。しかしきちんと服薬すれば発症を抑えられることは知っている。間違った情報で偏見や差別があるので、国や企業、マスコミは正しい情報を発信し、学校や企業で教育して、社会全体で病気と闘うことが大事」

「日々増えている。国として予防に力を入れるタイミングがずれており、増加をとめることができていない。同性間の感染に対し偏見がある。医療者も含め、情報が足りていない。特別な疾患ではなく慢性疾患として扱われるべき疾患」

「免疫機能が著しく低下し、日常生活に支障をきたす」

「薬害による感染、性感染、よい薬ができて早期治療開始により、発症を防げる。社会からの差別を受けやすい。教育・啓発が重要。」

「HIV は体液に感染し、感染力は弱く、血液精液による場合が多く、感染者の血液にふれただけでは感染しないので、一般的に普段生活している中での感染はまれである」

「当初に比べ活発に活動されている方もおり、社会的にも認知が進んでいると思います。」

「就労支援に関しては、ハローワークに登録される HIV 感染者が極めて限定的であり、制度は整っているが、事例等は限定されている。企業の理解が必要不可欠と考える」

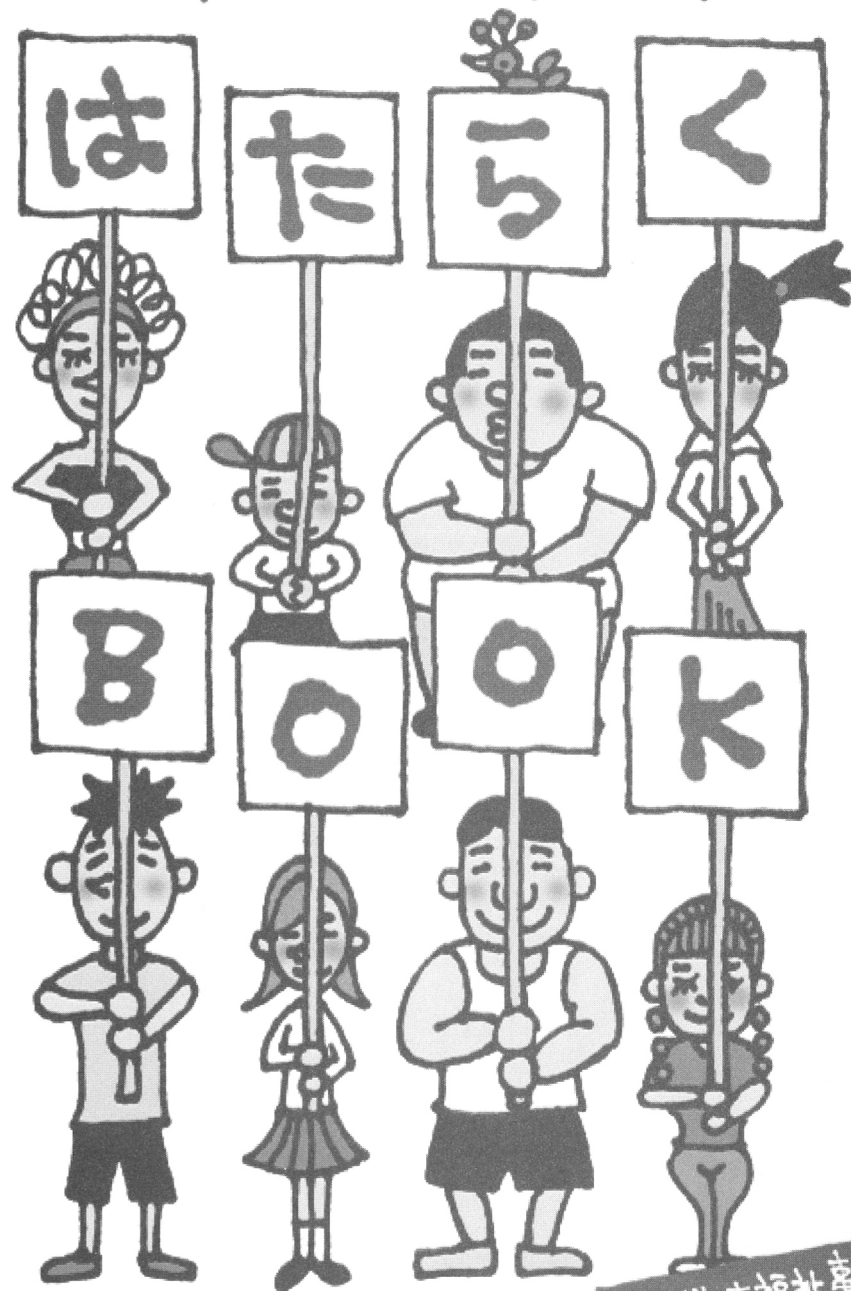
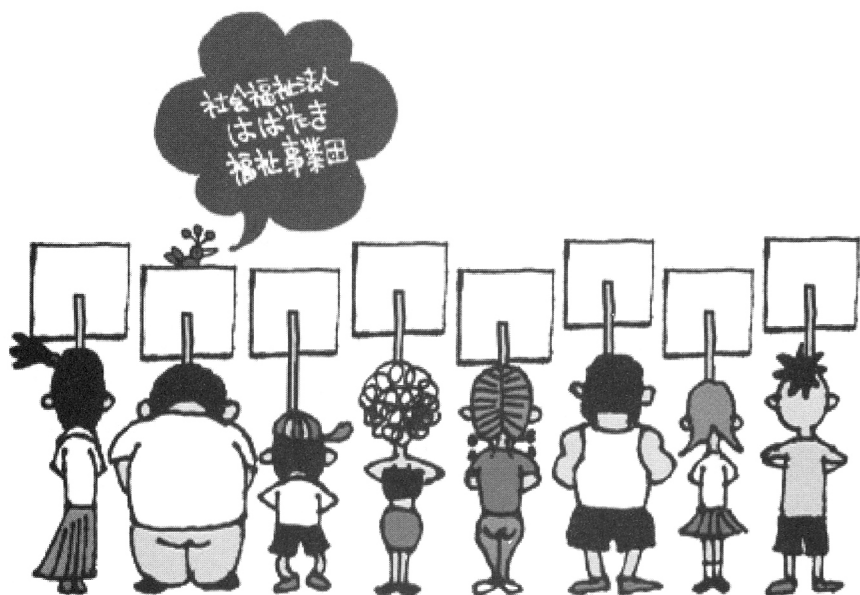
「障害者法の身体障害者として、支援対象者と思っている」

「就労支援の必要な方、社会の中で孤立しやすい障害」

「身体障害者のうち内部障害者」

Ⅲ. 研究成果の刊行物

HIV感染者の就労環境向上のために



ははきき福祉事業団



身体障害者福祉法により1998年4月からHIV感染者は

「免疫機能障害」として身体障害者認定を受け、

身体障害者手帳の交付を受けることができるようになりました。

これは障害エイズ訴訟の和解の恒久対策の一環として定められました。

和解協議の頃から、手帳の交付によりHIV感染者が社会防衛の対象から

社会福祉の対象となり、疾患のイメージを良い方向に変えることで

HIV/AIDSに対する差別・偏見を解消し、

社会参加への足がかりとなるよう力を注ぎました。

社会福祉法人はばたき福祉事業団としては、求めて実現した

免疫機能障害の手帳の活用状況に常に関心を示しています。

今回、HIV感染に係る障害者自立支援総合支援プログラム等

研究開発事業(厚生労働省)の一環として、

就労を通じてひとりでも多くのHIV感染者の生活の質の向上に

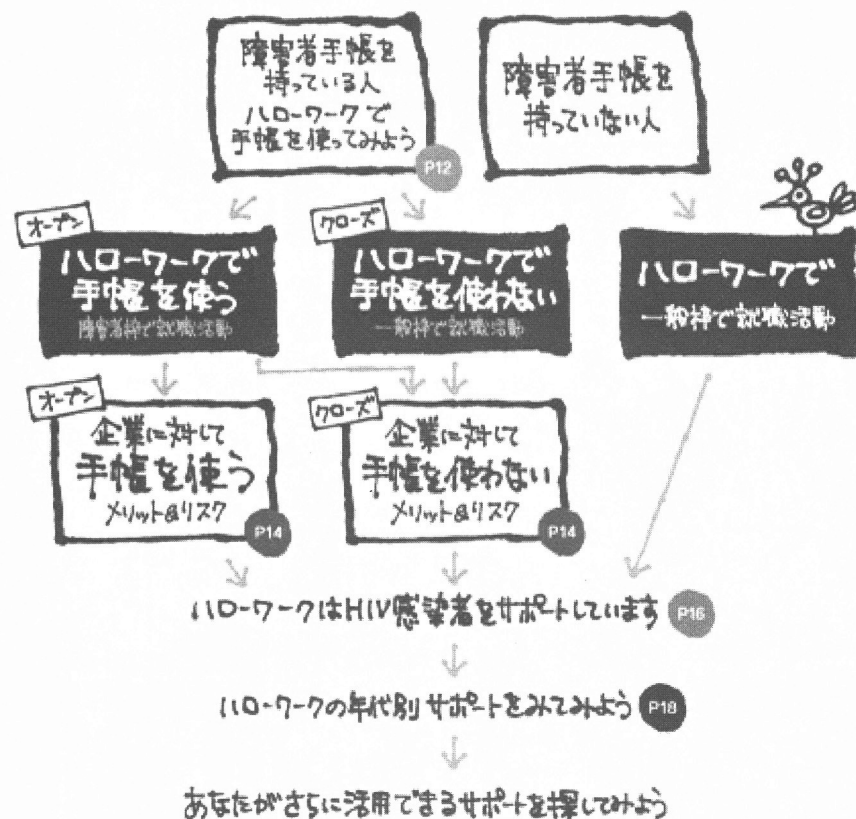
寄与することを願い、この小冊子を作成いたしました。

もくじ

仕事を探すならハローワークに相談してみよう P6

HIV感染者が抱える不安 P8

貴重な労働力として社会からの期待 P10



ハローワーク一覧 P20

仕事探しのチェックリスト P30

仕事とは

- 働くことに意味がある
- 収入を得るため
- 社会とかがわりたい
- 障害者年金だけでは食べていけない
- 親の高齢化
- 没頭でき、病気のことを忘れられる
- 生活にはりができる





仕事を探すなら ハロ-ワ-クに相談してみよう

HIV感染者の仕事探し、まずはハロ-ワ-クに相談してみよう。

障害者手帳をもっている人も持っていない人もハロ-ワ-クに

行ってみよう。手帳をもっている人が、ハロ-ワ-クで

手帳を使う(オープン)、使わない(クローズ)は自由です。

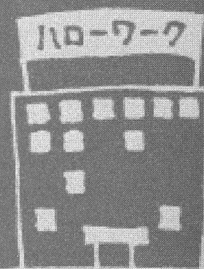
一度手帳を使ったからといって、ずっと障害者枠になることは

ありません。一般枠でも就職活動ができます。

求職のときに、企業に対して手帳を持っていることを

言う(オープン)、言わない(クローズ)も自由です。

企業ごとに言うか言わないかを選択できます。

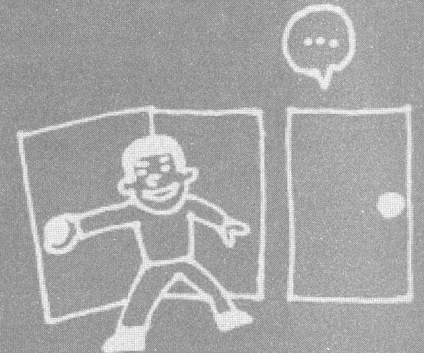




HIV感染者が抱える不安

私、困っているんです

- ・体調に左右される
- ・無理はできない
- ・病気の理解に対する不安がある
- ・通院への配慮がない

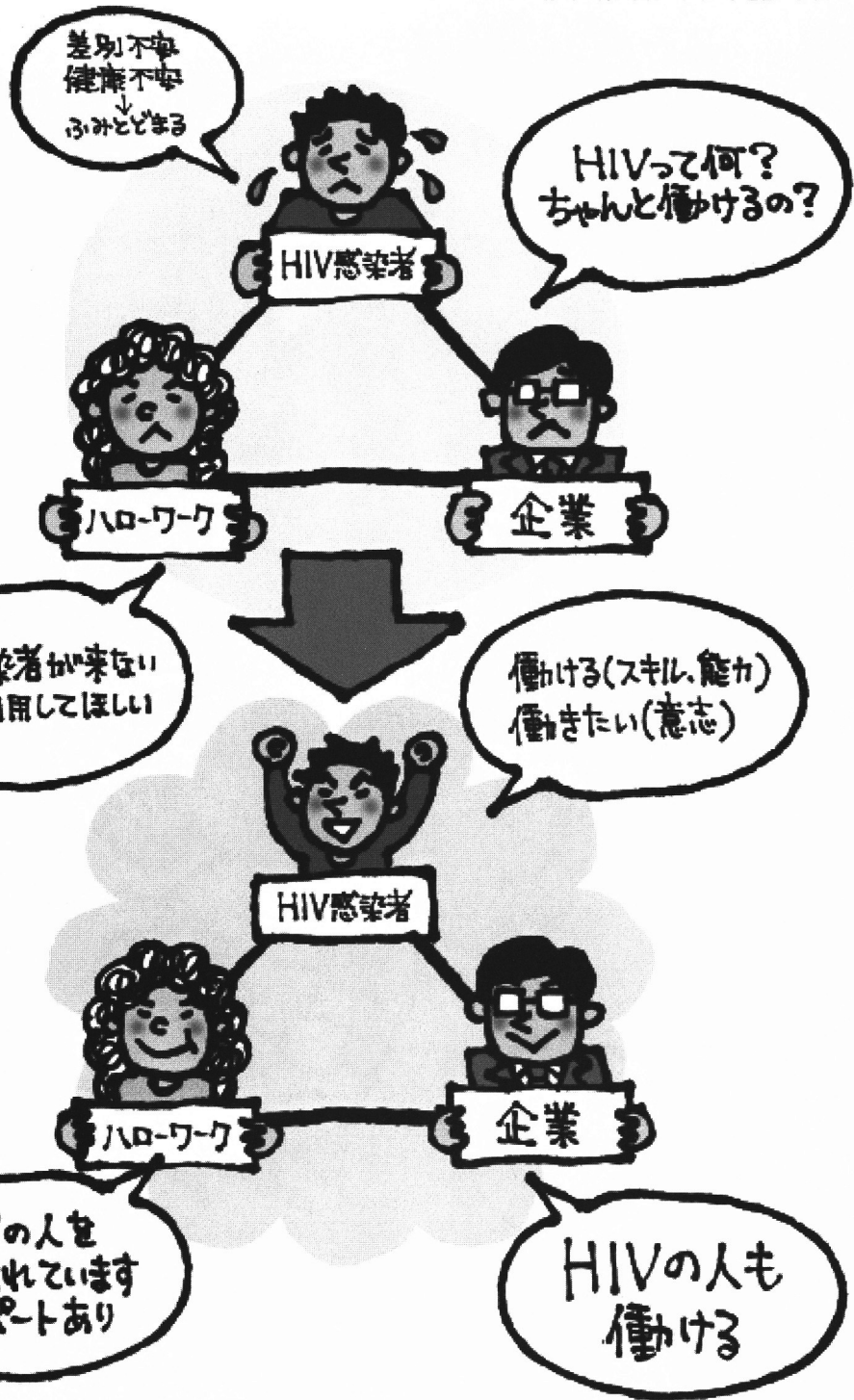


障害者手帳の活用は出発点だが

- ・実際にはオープンVSクローズの壁
- ・背後には根深い差別不安、健康不安の存在
- ・クローズで就職した人は、体調不良になったときにそれを会社に言えず、無理をして仕事を辞めざるを得なかった例が報告されている

企業のHIV感染者の受け入れは厳しいのでは

- ・病気に対する正確な情報の不足によって、「感染不安」が根強い
- ・障害者の法定雇用率は単に「障害者を1.8%採用」、そのなかで免疫機能障害者の雇用は避けがち（HIV感染者の声）

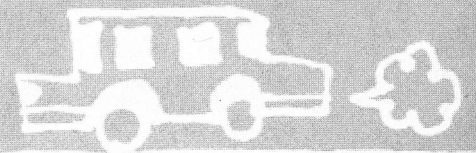


貴重な労働力として 社会からの期待

HIV感染者はHIV/AIDSについての差別不安や健康不安を抱え、はじめの一步が踏み出せずにいます。

ハローワークでは、たくさんのHIV感染者がもっと利用してくれることを望んでおり、支援策を提示した上、障害者職業センターとも連携して、共に就職活動をしていきたいと考えています。

企業は障害者の法定雇用率の達成に努力しており、HIV感染者は障害者全体の一部としてとらえています。現状ではHIV/AIDSへの理解が進んでいるとはいえませんが、一方で生産性の向上に貢献してほしいとの要望があります。



ハローワークで 手帳を使ってみよう



専門的支援が受けられる＝制度の活用

① 就職準備支援（職業相談）

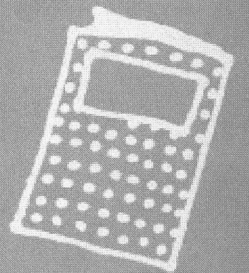
1人で悩まなくてよい
適切なアドバイスがもらえる
現状を理解しサポートしてくれる
ハローワークと連携している傷患者職業センターにおいて、
職能評価やジョブトレーニングを受けることができる

② 求職活動支援（職業紹介・面接）

面接同行
トライアル雇用

③ 職場適応支援（就職・定着支援）

ジョブコーチ支援
アフターフォロー
充実した職業生活を送ることが目的



オープン&クローズの メリットとリスク

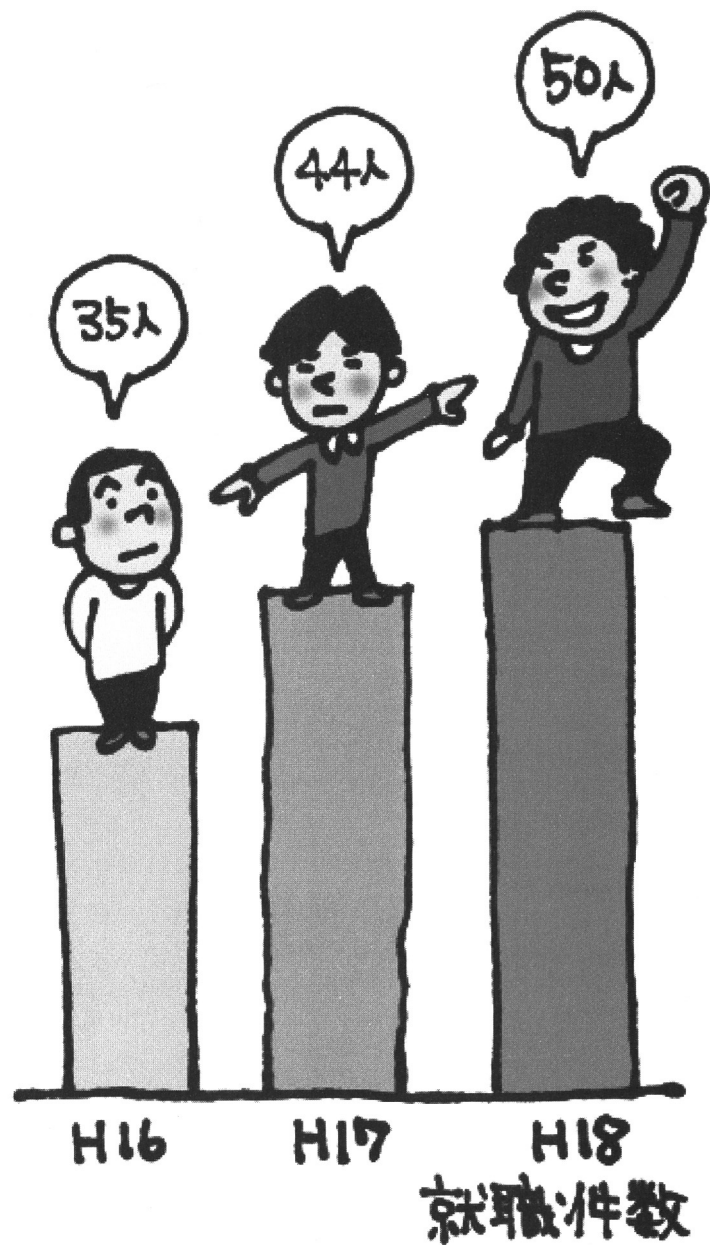
ハローワークで手帳を使用する・しない、
企業に対して手帳を使用する・しないは、自由だ！

オープン で働く	メリット	リスク
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った仕事を選べる ・働きながら治療ができる (通院、健康不安への配慮) ・仕事が長続きする(体調について話せることで、精神的負担が解消、無理しなくてよい)、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントやいじめにあうかもしれない ・差別されるかもしれない ・偏見の目でみられるかもしれない、など
クローズ で働く	メリット	リスク
	<ul style="list-style-type: none"> ・病気を理由にしてのハラスメントやいじめにあわない ・差別されないかもしれない ・偏見の目でみられないかもしれない、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良を言えない ・健常者として扱われるので、無理して結局辞めざるをえないはめになる可能性がある、など

メリット

リスク





ハローワークは HIV感染者をサポートしています

免疫機能障害者の就職件数

H16年度 35人(うち25人が重度 71%)

H17 44人(28人 64%)

H18 50人(35人 70%)

*重度とは、主に手帳1、2級の方(厚労省調べ)

免疫機能障害者の障害者手帳の所持

約2000人(H13)

7338人(H18)(身体障害者実態調査)



ハローワークの現状

東京では28名だが、HIV感染を明かさずに就職している人が多い(H18年度)

大阪では10数人の新規登録者(H20年1月現在)

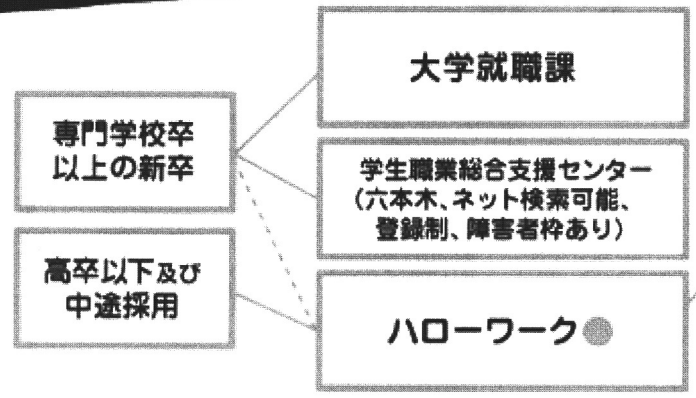
福岡では9名の登録者中4名が就職、うち2名がクローズで就職したが、無理がたたって辞めた。残りの2名はオープンで就職し継続中。(H20年2月現在)

仙台ではH18年度2名の登録者のうち1名が自力で探し企業に就職。もう1名は企業に応募しつつ、H20年3月まで職業訓練中。

(H19年度HIV感染に係る障害者自立総合支援プログラム-企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査)

110-7-7の年代別サポートをみてみよう

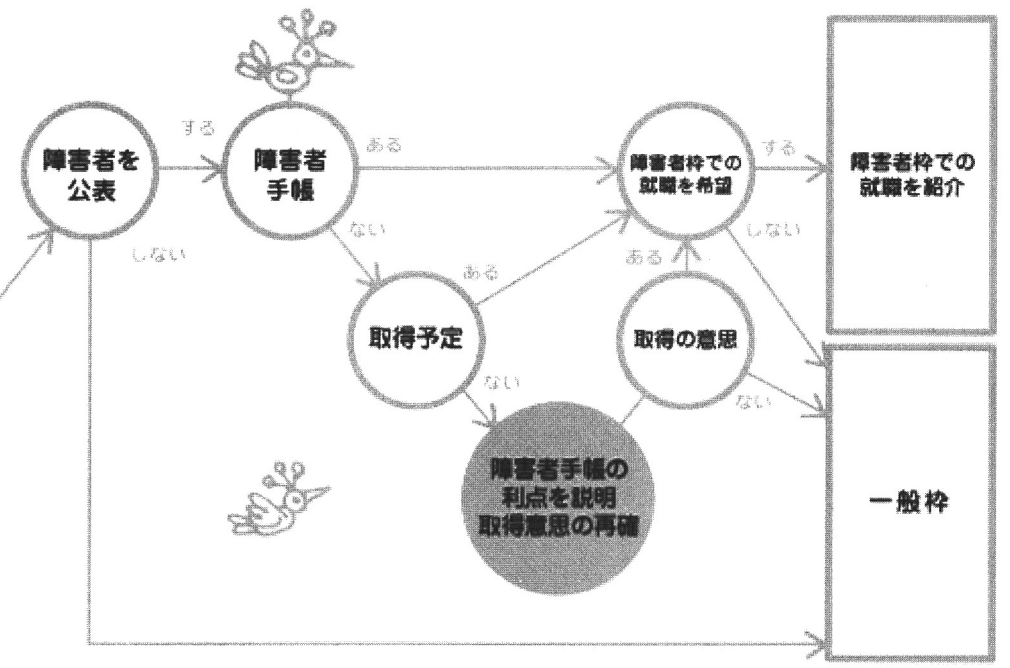
20代新卒
第二新卒



30代
未就職

- ハローワーク(20代に同じ) ●
- 障害者職業センター
- YES(若年者就職基礎能力支援事業)
- 障害者就労支援センター(区市町村)
- ジョブカフェ、若者サポートステーション
- 職業訓練校(都、6ヶ月~1年)
- 障害者職業リハビリテーションセンター(国、所沢6ヶ月~1年)
- 委託訓練(NPO、企業など3ヶ月程度)
- 自助努力、専門学校など、技術を要しない仕事
- ハローワーク(20代に同じ) ●
- 障害者職業センター

50代
再就職



問題・情報の整理、能力評価、ジョブコーチ支援、リワーク支援、ワークトレーニング
HIV以外に問題があるようならそこに焦点を当てる
(例：引きこもりがちであるならワークトレーニングから、実際の現場に不安があるならジョブコーチ)

- 技術あり 障害者枠有利、給与条件の折り合いが問題になる
- 技術なし 一般同様職種が限定される
- 問題・情報の整理、能力評価、ジョブコーチ支援、リワーク支援、ワークトレーニング
特に脳血管疾患の後遺症のため、ワークトレーニングが必要になる事が他の世代より多い。
キャリアを生かせるレベルはハローワークへ。



あなたがさらに活用できる
サポートを探してみよう

110-7-7-1 覧



北海道

札幌	064-8609 札幌市中央区南十条西14丁目	TEL011-562-0101 FAX011-562-4585
北三条(出)	060-0004 札幌市中央区北三条西5丁目3并生命札幌共同ビル5階	TEL011-242-8689 FAX011-207-0234
函館	040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	TEL0138-26-0735 FAX0138-26-3162
八雲(出)	049-3102 二世部八雲町東町232	TEL0137-62-2509 FAX0137-62-2951
江差(出)	043-8609 釧山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	TEL0139-52-0178 FAX0139-52-0973
旭川	070-0902 旭川市春光町10-58	TEL0166-51-0176~9 FAX0166-51-4594
富良野(出)	076-8609 富良野市緑町9-1	TEL0167-23-4121~2 FAX0167-23-5009
帯広	080-8609 帯広市西五条南5-2	TEL0155-23-8296 FAX0155-23-3052
池田(分)	083-0022 中川郡池田町西二条2丁目	TEL015-572-2561 FAX015-572-4221
北見	090-0018 北見市青森町6-8 北見地方合同庁舎	TEL0157-23-6251~3 FAX0157-22-8690
美幌(分)	092-0004 網走郡美幌町字町1-44	TEL0152-73-3555 FAX0152-73-3555
遠軽(出)	099-0403 紋別郡遠軽町一条通北4-1	TEL0158-42-2779 FAX0158-42-4729
紋別	094-8609 紋別市南ヶ丘町7-72-5	TEL0158-23-5291 FAX0158-23-7821
小樽	047-8609 小樽市色内1-10-15	TEL0134-32-8589 FAX0134-22-4691
余市(分)	046-0004 余市郡余市町大川町2-26	TEL0135-22-3288 FAX0135-22-3689
滝川	073-0023 滝川市西2-5-1	TEL0125-22-3416~8 FAX0125-23-0747
深川(分)	074-0001 滝川市一条18-10	TEL0164-23-2148~9 FAX0164-23-2149
砂川(出)	073-0166 砂川市西六条北5-1	TEL0125-54-3147~8 FAX0125-54-3148
釧路	085-0832 釧路市富士見3-2-3	TEL0154-41-1201~4 FAX0154-41-1327
室蘭	051-0022 室蘭市海岸町1-20-28	TEL0143-22-8689 FAX0143-23-1207
伊達(分)	052-0025 伊達市廣代町5-4	TEL0142-23-2034 FAX0142-23-4116
岩見沢	068-8609 岩見沢市五条東15 岩見沢地方合同庁舎	TEL0126-22-3450~1 FAX0126-22-3494
美唄(出)	072-0801 美唄市東七条北1丁目	TEL0126-63-2196~7 FAX0126-63-2197
稚内	097-8609 稚内市東4-1-25	TEL0162-34-1120~4 FAX0162-33-2180
岩内	045-8609 岩内郡岩内町字相生199-1	TEL0135-62-1262~4 FAX0135-62-1264
倶知安(分)	044-0003 釧田郡倶知安町北三条東4	TEL0136-22-0248 FAX0136-22-4303

留萌

留萌	077-0048 留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	TEL0164-42-0388~9 FAX0164-42-0390
名寄	096-8609 名寄市西五条南10丁目	TEL01654-2-4326~7 FAX01654-2-3220
士別(出)	095-8609 士別市東四条3	TEL0165-23-3138~9 FAX0165-23-0102
浦河	057-0033 浦河町浦河町東1-5-21	TEL0146-22-3036 FAX0146-22-3242
静内(分)	056-0024 日高郡新ひばり町静内山手町5-10-8	TEL0146-42-1734 FAX0146-42-8773
網走	093-8609 網走市大曲1-1-3	TEL0152-44-6287 FAX0152-44-6276
苫小牧	053-8609 苫小牧市港町1-6-15	TEL0144-32-5221~3 FAX0144-32-1498
根室	087-8609 根室市南町1-8	TEL0153-23-2161~2 FAX0153-23-2161~2
中標津(分)	086-1002 標津郡中標津町東二条南2 経済センタービル	TEL01537-2-2544 FAX01537-2-0444
札幌東	062-8609 札幌市東平区月東東一条3丁目2-10	TEL011-853-0101 FAX011-852-5467
江別(出)	067-0014 江別市西条1丁目	TEL0111-382-2377 FAX0111-382-2760
札幌北	065-8609 札幌市東区北十六条東4丁目	TEL0111-743-8609 FAX0111-743-8621
千歳	066-8609 千歳市清水4-2-6	TEL0123-24-2177 FAX0123-24-2178
夕張(出)	068-0403 夕張市本町5-5	TEL01235-2-4411 FAX01235-2-4413
青森	030-0822 青森市中央2-10-10	TEL0177-776-1561(代) FAX0177-777-4939
八戸	031-0071 八戸市沼館4-7-120	TEL0178-22-8609(代) FAX0178-43-5887
弘前	036-8502 弘前市大字南富田町5-1	TEL0172-38-8609 FAX0172-34-8937
むつ	035-0063 むつ市若松町10-3	TEL0175-22-1331 FAX0175-23-4716
野辺地	039-3128 野辺地町野辺地町字豊島12-1	TEL0175-64-8609 FAX0175-64-4274
五所川原	037-0067 五所川原市豊島町37-6	TEL0173-34-3171 FAX0173-34-7173
緑ヶ沢(出)	038-2753 野津町緑ヶ沢 沢野大学本町233-2	TEL0173-72-3141 FAX0173-72-5223
三沢	033-0012 三沢市平畑1-1-28	TEL0176-53-4178 FAX0176-52-5311
十和田(出)	034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田入道合同庁舎1階	TEL0176-23-5361 FAX0176-24-2172
黒石	036-0383 黒石市緑町1-123	TEL0172-53-1769
岩手	020-0885 盛岡市龍巻町7-26	TEL019-624-8902~8 FAX019-652-7198

沼宮内(出)	028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	TEL0195-62-2139 FAX0195-62-1312
釜石	026-0043 釜石市新町6-55	TEL0193-23-8609 FAX0193-23-1572
遠野(出)	028-0524 遠野市新町2-7	TEL0198-62-2842 FAX0198-62-1079
宮古	027-0038 宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎	TEL0193-63-8609 FAX0193-62-2267
花巻	025-0098 花巻市材木町27-10	TEL0198-23-5118 FAX0198-22-5477
一関	021-0877 一関市城内4-8	TEL0191-23-4135 FAX0191-26-3418
千厩(出)	029-0803 一関市千厩町千厩字石堂20-3	TEL0191-53-2099 FAX0191-52-3461
水沢	023-8502 奥州市水沢区東中通り1-5-35	TEL0197-24-8609 FAX0197-22-3807
北上	024-0091 北上市大曲町5-17	TEL0197-63-3314 FAX0197-63-7734
大船渡	022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎	TEL0192-27-4165 FAX0192-27-0134
陸前高田(出)	029-2205 陸前高田市高田町字野の沖156	TEL0192-55-3061 FAX0192-55-3055
二戸	028-6103 二戸市石切所字釜穴33-1 二戸地方合同庁舎1階	TEL0195-23-3341 FAX0195-25-4782
久慈	028-0051 久慈市川崎町2-15	TEL0194-53-3374 FAX0194-53-6174

宮城

仙台	983-0852 仙台市宮城野区権町4-2-3 仙台MTビル3階4階	TEL022-299-9811(代) FAX022-299-8830
大和(出)	981-3626 鳳川郡大和町吉岡町2丁目3-15	TEL022-345-2350 FAX022-345-0596
青葉(出)	980-0021 仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4階	TEL022-266-8609 FAX022-268-4746
石巻	986-0832 石巻市石巻4-1-18 石巻合同庁舎	TEL025-95-0158~9 FAX0225-22-2442
塩釜	985-0001 塩釜市南浜町3-18-1	TEL022-362-3361~3 FAX022-361-1531
古川	989-6143 大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	TEL0229-22-2305~6 FAX0229-22-2353
大河原	989-1202 栗田郡大河原町字高砂町2-23	TEL0224-53-1042~4 FAX0224-52-3989
築館	987-2252 栗原市築館築館2-2-1 築館合同庁舎	TEL0228-22-2531~2 FAX0228-22-9902
迫	987-0511 登米市迫町字迫町中4-10	TEL0220-22-8609 FAX0220-22-9579
気仙沼	988-0034 気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎	TEL0226-22-6720 FAX0226-22-9241
白石	989-0229 白石市字鏡子ヶ森37-8	TEL0224-25-3107 FAX0224-25-8977

秋田

秋田	010-0065 秋田市東島1-12-16	TEL018-864-4111(代) FAX018-864-1815
男鹿(出)	010-0511 男鹿市川港船越川字新浜町1-3	TEL0185-23-2411~2 FAX0185-23-2760
能代	016-0851 能代市緑町5-29	TEL0185-54-7311~3 FAX0185-55-1598
大館	017-0046 大館市清水1-5-20	TEL0186-42-2531-3 FAX0186-49-4007
鷹巣(出)	018-3331 北秋田市鷹巣字東中込26-1	TEL0186-60-1586 FAX0186-60-1243
大曲	014-0034 大曲市大曲吉町33-3	TEL0187-63-0335~6 FAX0187-62-1093
角館(出)	014-0372 仙北市角館町小館32-3	TEL0187-54-2434 FAX0187-55-4952
本荘	015-0013 由利本荘市石巻字田原野18-1	TEL0184-22-3421~2 FAX0184-22-8640
横手	013-0033 横手市旭川1-2-26	TEL0182-32-1165~6 FAX0182-32-8048
湯沢	012-0033 湯沢市湯沢4-4-3	TEL0183-73-6117~9 FAX0183-72-3744
鹿角	018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4	TEL0186-23-2173 FAX0186-23-7448

山形

山形	990-0813 山形市桜町2-6-13	TEL023-684-1521(代) FAX023-684-2448
米沢	992-0012 米沢市金湯3-1-39 米沢合同庁舎内	TEL0238-22-8155(代) FAX0238-22-8158
酒田	998-8555 酒田市上安町1-6-6	TEL0234-27-3111(代) FAX0234-27-3575
鶴岡	997-0013 鶴岡市形町1-13	TEL0235-25-2501(代) FAX0235-25-2504
新庄	996-0011 新庄市東谷地町田6-4 新任合同庁舎内	TEL0238-84-8609(代) FAX0238-84-2342
長井	993-0051 長井市幸町15-5	TEL0238-84-2342

村山	995-0034 村山市榑岡五日町14-30	TEL0237-55-8609(代) FAX0237-53-3138
寒河江	991-8505 寒河江市大字西橋字石川西340	TEL0237-86-4221(代) FAX0237-86-7723

福島

福島	960-8589 福島市孤塚17-40	TEL024-534-4121 FAX024-534-0423
平	970-8026 いわき市平字登城町4-11 いわき地方合同庁舎	TEL0246-23-1421~7 FAX0246-22-1088
磐城(出)	971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3	TEL0246-54-6666 FAX0246-54-6667
会津若松	965-0877 会津若松市西条町2-23	TEL0242-26-3333 FAX0242-38-2332
南会津(出)	967-0004 南会津郡南会津町田島字行町12	TEL0241-62-1101 FAX0241-63-1056
郡山	963-8609 郡山市方八町2-1-26	TEL024-942-8609 FAX024-941-1940
白河	961-8691 白河市野内1-136 白河小峰城合同庁舎内	TEL0248-24-1256~7 FAX0248-23-4749
須賀川	962-0865 須賀川市妙見121-1	TEL0248-76-8609 FAX0248-75-4930
石川(出)	963-7845 石川郡石川町高田270	TEL0247-26-2484 FAX0247-26-2262
相馬	976-0042 相馬市中村1-12-1	TEL0244-36-0211~2 FAX0244-37-2376
原町(出)	975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127	TEL0244-24-3531~2 FAX0244-24-3532
二本松	964-090 二本松市若吉2-162-5	TEL0243-23-0343~4 FAX0243-62-2737
喜多方	966-0853 喜多方市字千羽8374	TEL0241-22-4111 FAX0241-22-3881
富岡	979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大蔵町109-1	TEL0240-22-3121~3 FAX0240-21-0107
浪江(出)	979-1532 双葉郡浪江町大字種蔵字内城87-1	TEL0240-34-2418 FAX0240-35-5218
勿来	974-8212 いわき市東田町1-28-3	TEL0246-63-3171~3 FAX0246-77-0165

茨城

水戸	310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL029-231-6221 FAX029-224-0795 FAX 029-224-0371
笠間(出)	309-1813 笠間市石井2026-1	TEL0296-72-0252 FAX0296-72-9008
日立	317-0063 日立市青葉2-6-2	TEL0294-21-6441 FAX0294-23-3340
常陸太田(出)	313-0013 常陸太田市山下町949-9	TEL0294-72-6446 FAX0294-72-2683
筑西	308-0821 筑西市成田628-1	TEL0296-22-2188 FAX0296-25-2664
下妻(出)	304-0041 下妻市古沢34-1	TEL0296-43-3737 FAX0296-44-5564
土浦	300-0051 土浦市真鍋1-18-19	TEL0292-822-5124 FAX0292-822-5294
古河	306-0011 古河市東3-7-23	TEL0280-32-0461 FAX0280-32-9019
常総	303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL0297-22-8609 FAX0297-22-2163
石岡	315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL0299-26-8141 FAX0299-26-8142
常陸大宮	319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL0295-52-3185 FAX0295-52-2068
龍ヶ崎	301-0041 龍ヶ崎市若菜町1229-1	TEL0297-60-2727 FAX0297-65-3006
高萩	318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL0293-22-2549 FAX0293-23-6520
常陸鹿嶋	314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL0299-83-2318 FAX0299-82-6028

栃木

宇都宮	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	TEL028-638-0369 FAX028-638-0376
鹿沼	322-0031 鹿沼市磯崎287-20	TEL0289-62-5125 FAX0289-63-2482
栃木	328-0032 栃木市神田町8-5	TEL0282-22-4135 FAX0282-23-4295
佐野	327-0014 佐野市天明町2553	TEL0283-22-6280 FAX0283-21-1266
足利	326-0057 足利市丸山町688-14	TEL0284-41-3178 FAX0284-42-7439
真岡	321-4305 真岡市荒町5101	TEL0285-82-8655 FAX0285-84-7948
矢板	329-2162 矢板市東広町3-2	TEL0287-43-0121 FAX0287-43-6391
大田原	324-0058 大田原市東条1-14-2	TEL0287-22-2268 FAX0287-22-5653
小山	323-0028 小山市若木町1-23-22	TEL0285-22-1524 FAX0285-24-3574

那須烏山 321-0622 那須烏山市城原4-18 TEL0287-82-2213 FAX0287-84-0199
日光 321-1272 日光市今市本町32-1 TEL0288-22-0353 FAX0288-21-0219
黒磯 325-0027 黒磯市共栄ビル119-1 TEL0287-62-0144 FAX0287-64-3884

群馬

前橋 379-2154 前橋市天川大馬場130-1 TEL0277-290-2111 FAX0277-290-2528
高崎 370-0065 高崎市末広町262-3 TEL0277-327-8609 FAX0277-323-8119
安中(出) 379-0116 安中市安中1-1-26 TEL0277-382-8609 FAX0277-382-4141
桐生 376-0023 桐生市錦町2-11-14 TEL0277-22-8609 FAX0277-22-5014
伊勢崎 372-0006 伊勢崎市太田町54-4-10 TEL0270-23-8609 FAX0270-23-3697
太田 373-0851 太田市藤田町893 TEL0276-46-8609 FAX0276-48-0096
館林 374-0066 館林市大倉道1-3-37 TEL0276-75-8609 FAX0276-72-4367
沼田 378-0031 沼田市藤巻町3167-4 TEL0278-22-8609 FAX0278-23-7206
群馬富岡 370-2316 富岡市富岡1414-14 TEL0274-62-8609 FAX0274-62-1932
藤岡 375-0024 藤岡市藤岡27-1 TEL0274-22-8609 FAX0274-24-4587
渋川 377-0008 渋川市川俣1696-15 TEL0279-22-2636-7 FAX0279-23-4370
中之条(出) 377-0425 吾妻郡中之条町大字田中之条207 TEL0279-75-2227-8 FAX0279-75-5945

埼玉

川口 332-0031 川口市青木3-2-7 TEL048-251-2901 FAX048-251-3664
熊谷 360-0014 熊谷市熊田5-7-2 TEL048-522-5656 FAX048-524-5690
本庄(出) 367-0053 本庄市中央2-5-1 FAX0495-21-4924
大宮 330-0852 大宮市東区大蔵町1-525 TEL048-687-8609 FAX048-651-0331
川越 350-1118 川越市豊田本277-3 川越合同庁舎 TEL0493-22-0240 FAX0493-23-6272
東松山(出) 330-0061 東松山市上野本1088-4 TEL048-832-2461 FAX048-829-2894
浦和 359-0042 浦和市並木6-1-3 所沢合同庁舎 TEL04-2992-8609 FAX04-2992-2444
所沢 357-0021 所沢市双柳94-15 飯能合同庁舎 TEL0494-22-3215 FAX0494-24-6898
秩父 344-0036 秩父市下大瀬町61-3 TEL048-736-7611 FAX048-737-5232
春日部 361-0023 春日部市長原3-3 TEL048-556-3151 FAX048-556-1309
行田 340-8509 行田市長原943 TEL048-931-6111 FAX048-931-6615
草加 351-0025 草加市三原1-3-1 TEL048-463-2233 FAX048-464-3012
朝霞 343-0023 朝霞市東陽各1-5-6 TEL048-969-8609 FAX048-969-8610

千葉

千葉 261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 TEL043-242-1181-4 FAX043-242-1163
市川 272-8543 市川市南八幡5-11-21 TEL047-370-8609 FAX047-370-0017
銚子 288-0043 銚子市東芝町5-9 TEL0479-22-7406-7 FAX0479-22-4620
館山 294-0047 館山市八幡815-2 TEL0470-22-2236 FAX0470-22-2241
木更津 292-0834 木更津市東見6-3 TEL0438-36-6228 FAX0438-36-6235
佐原 287-0002 香取市北1-3-2 TEL0478-55-1132 FAX0478-55-1262
茂原 297-0029 茂原市高師1846 茂原地方合同庁舎1階 TEL0475-25-8609 FAX0475-22-3794
いすみ(出) 298-0004 いすみ市大原8000-1 TEL0470-62-3551-2 FAX0470-63-1297
松戸 271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング3階 TEL0477-387-8609 FAX0477-308-1870
船橋 273-0011 船橋市湊町2-10-17(注1) TEL0477-431-8287-9 FAX0477-431-7766
273-0005 船橋市本町2-1-1 TEL0477-420-8609 FAX0477-420-2251
船橋スクエア21ビル4F・7F(注2)

野田(出) 278-0027 野田市みずき2-6-1 TEL04-7124-4181-2 FAX04-7122-9054
成田 286-0036 成田市加良原3-4-2 TEL0476-27-8609 FAX0476-27-1532
千葉南 280-0842 千葉市中央区南町2-16-3 TEL043-300-8609 FAX043-300-8619
ウツホウ我闘館ビル3F・4F

東京

飯田橋(本庁舎) 112-8577 文京区飯田橋1-9-20 TEL03-3812-8609(代) FAX03-5684-8193
上野 110-8609 台东区上野4-1-2 TEL03-3847-8609(代) FAX03-3845-3410
玉姬労働(出) 111-0022 台東区清川12-23-2 TEL03-3876-3347-8 FAX03-3874-0695
副川(本庁舎) 106-0032 港区六本木3-2-21(注3) TEL03-3588-8609 FAX03-3588-8610
副川(庁舎) 108-0075 港区港南2-5-15 品川INBSビル(注4) 専用保険給付課 TEL03-3450-8625 FAX03-3450-8627 職業相談TEL03-3450-8609 職業相談FAX03-3450-8623
大森 143-8588 大田区大森北4-16-7 TEL03-5493-8609(代) FAX03-3782-5050
渋谷 150-0041 渋谷区神宮1-3-5 専用保険給付課 TEL03-3476-8609(代) FAX03-5458-2756
宇田川(出) 150-0002 渋谷区渋谷1-13-7 千秋ビル3階 TEL03-3409-8609(代) FAX03-5468-0250
新宿 160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10(注3) FAX03-3232-0031 163-1523 新宿区都立町1-6-1 TEL03-6326-9898 新宿区工科大学ビル23階(注4) FAX03-3340-9025
池袋 170-8409 豊島区東池袋3-5-13(注3) TEL03-3987-8609(代) FAX03-3982-5726 170-6026 豊島区東池袋3-1-1 専用保険給付課 TEL03-5958-8609 サンシャイン60 3階(注4) FAX03-3987-5365 職業相談電話 03-5911-8609 職業相談FAX 03-3987-8622

王子

王子 114-0002 TEL03-5390-8609(代) FAX03-5390-0175
足立 120-8530 TEL03-3870-8609(代) FAX03-3870-2052
足立区千住4-1
河原町労働(出) 120-0037 TEL03-3882-1601 FAX03-3879-4594
足立区千住海岸町19-3
墨田 130-8609 TEL03-5669-8609(代) FAX03-5600-6276
墨田区江東橋2-19-12
木場 136-8609 TEL03-3643-8609 FAX03-5245-5080
江東区木場2-13-19
深川労働(出) 135-0004 TEL03-3634-9405-6 FAX03-3634-8602
江東区深川下3-5-25
八王子 192-0904 TEL042-648-8609(代) FAX042-648-8613
八王子市宇安町1-13-1
立川 190-0012 TEL042-525-8609(代) FAX042-524-3013
立川市錦町1-9-21
曙町労働(出) 190-0012 TEL042-524-3358(代) FAX042-525-8104
立川市曙町1-4-14
青梅 188-0042 TEL0428-24-8609(代) FAX0428-24-5628
青梅市東橋3-12-16
三鷹 181-8517 TEL0422-47-8609(代) FAX0422-49-0601
三鷹市下連井4-15-18
三鷹 184-0022 TEL042-732-8609(代) FAX042-729-5939
毎田市東区28-14 町田合同庁舎1階
府中 183-0045 TEL042-336-8609(代) FAX042-362-0330
府中市友好町1-3-1

神奈川

横浜 231-0005 横浜市中区本町3-30 TEL045-663-8609(代)
鶴屋町(出) 220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 TEL045-312-8609(代) 横浜S Tビル16階
横浜港労働(出) 231-0002 横浜市中区海岸通4-23 TEL045-201-2031(代)
鎌倉 230-0051 横浜市中区鎌倉中央3-3-36 TEL045-501-8609(代)
戸塚 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町3722 TEL045-864-8609(代)
川崎 210-0015 川崎市川崎区南町17-2 TEL044-244-8609(代)
横須賀 238-0013 横須賀市東横町2-14-19 TEL046-824-8609(代)
平塚 254-8578 平塚市松島町2-7 TEL0463-24-8609(代)
小田原 250-0012 小田原市本町1-2-17 TEL3465-23-8609(代)
藤沢 251-0054 藤沢市明日町5-12 藤沢労働給付課 TEL0466-23-8609(代)
相模原 229-0036 相模原市土井8-10-10 TEL042-776-8609(代) 相模原地方合同庁舎1階
厚木 243-0003 厚木市海老3-7-10 TEL046-296-8609(代)
松田 258-0003 足利上郡松田町藤原2037 TEL0465-82-8609(代)

横浜南 236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6 TEL045-788-8609(代)
川崎北 213-8573 川崎市高津区千原698-1 TEL044-777-8609(代)
港北 222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 TEL045-474-1221(代)
222-0033 横浜市港北区新横浜2-14-30 日通ビル7ビル2階(新横浜庁舎) TEL045-478-6461
大和 242-0018 大和市東見西3-3-21 TEL046-260-8609(代)

新潟

新潟 950-8532 新潟市中央区万代3-4-38 TEL025-244-0131(代) FAX025-244-9100
長岡 940-8609 長岡市東町宇太田500-1 TEL0258-32-1181-2 FAX0258-34-4844
上越 943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内 TEL025-523-6121(代) FAX025-522-3148
三条 955-0053 三条市北入町1-3-10 TEL0256-38-5431 FAX0256-38-1729
柏崎 945-8501 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内 TEL0257-22-9932
新発田 957-8506 新発田市日環6 TEL0254-27-6677 FAX0254-27-6670
新潟 956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 TEL0250-22-2233(代) FAX0250-22-7925
十日町 948-0004 十日町市上川原町43 TEL025-757-2407 FAX025-752-6402
小千谷 947-0028 小千谷市城内2-6-5 TEL0258-82-2441,2470 FAX0258-83-2836
小出(出) 946-0021 小出市在野882-2 TEL025-792-8609 FAX025-792-0752
糸魚川 941-0067 糸魚川市横町5-9-50 TEL025-552-0333 FAX025-552-7129
巻 953-0041 TEL0256-72-3155(代) FAX0256-72-8348
南魚沼 949-6609 TEL025-772-3157(代) FAX025-772-8259
佐渡 952-0011 TEL0259-27-2248,3002 FAX0259-23-3339
村上 956-0033 TEL0254-53-4141(代) FAX0254-53-5229
村上市 944-0048 村上市下町9-3 TEL0255-73-7611 FAX0255-72-3871

富山

富山 930-0857 TEL076-431-8609(代) FAX076-443-1552
富山市奥田新町45
高岡 933-0902 TEL0766-21-1515(代) FAX0766-26-0612
高岡市向野町3-43-4
新湊 934-0011 TEL0766-82-3195(代) FAX0766-84-5882
新湊 937-0801 TEL0765-24-0365(代) FAX0765-24-6100
魚津 939-1367 TEL0763-32-2914(代) FAX0763-33-1445
砺波 935-0023 砺波市太郎丸1-2-5 FAX0763-33-1041 FAX0763-33-0405
水見 936-0024 水見市春日丘9-17 FAX0766-74-0031
滑川 932-8508 滑川市野野11-6 TEL0766-67-0310(代) FAX0766-67-3476
小矢部 932-8508 小矢部市鏡子5185 TEL0766-253-3030(代) FAX0766-253-8109
津幡(分) 929-0326 TEL076-289-2530 FAX076-289-2543
松任(出) 924-0871 白山市西新町235 TEL076-275-8533 FAX076-275-8047
小松 923-8609 小松市日の出町1-120 TEL0761-24-8609 FAX0761-22-8580
七尾 926-8609 七尾市小島町西22 TEL0767-52-3255-6 FAX0767-52-7106
能都 927-0435 TEL0768-62-1242 FAX0768-62-1243
珠洲(出) 927-1215 TEL0768-82-0157 FAX0768-82-1249
珠洲市上戸北方2-11
加賀 922-8609 加賀市大聖町若生178-3 TEL0761-72-8609 FAX0761-72-8619
羽咋 925-8609 羽咋市南中央町105-6 TEL0767-22-1241-2 FAX0767-22-0942
穴水 927-0027 TEL0768-52-0168 FAX0768-52-1554
輪島(出) 928-8609 輪島市鳳至町島田99-3 TEL0768-22-0325 FAX0768-22-1394

福井

福井 910-8509 TEL0776-23-0174(代) FAX0776-27-0095
福井市大手2-22-18
武生 915-0814 TEL0778-22-4078(代) FAX0778-22-8830
鯖江市 916-0141 TEL0778-34-0104(代) FAX0778-34-2400
朝日(出) 912-0022 TEL0779-66-2408(代) FAX0779-66-3332
大野 911-0035 大野市野町3-403 TEL0779-88-1288(代) FAX0779-87-0720
勝山(出) 913-0041 TEL0776-81-3262(代) FAX0776-82-4307
三国 914-0055 敦賀市飯島町1-7-3 TEL0770-22-4220(代) FAX0770-22-2212
敦賀 917-8544 小浜市登壇町7-10 TEL0770-52-1260(代) FAX0770-52-6814
小浜地方合同庁舎1階

山梨

甲府 400-0851 TEL055-232-6060 FAX055-236-4186
甲府市若目1-17-5
富士吉田 403-0014 TEL055-23-8609 FAX055-24-4019
富士吉田市電ヶ丘2-4-3
大月(出) 401-0013 TEL0554-22-8609 FAX0554-23-3469
大月市大月3-2-17
都留(出) 402-0051 TEL0564-43-5141 FAX0564-43-4367
都留市下谷3-7-31
塩山 404-0042 TEL0553-33-8609 FAX0553-33-9009
甲州市塩山土於曽1777-1
塩崎 407-0015 TEL0551-22-1331 FAX0551-22-8154
塩崎町若宮1-10-41
身延(出) 409-0601 TEL0556-62-8689 FAX0556-62-0253
南巨摩郡身延町丸尾426

長野

長野 380-0935 TEL026-228-1300(代) FAX026-228-1353
長野市中央南3-2-3
松本 390-0828 TEL0263-27-0111(代) FAX0263-27-0041
大津市庄内3-6-21
岡谷 394-0027 TEL0268-23-8609(代) FAX0268-24-1963
岡谷市中央町1-8-4
上田 386-8609 TEL0265-24-8609(代) FAX0265-24-9449
飯田 396-8609 TEL0265-73-8609(代) FAX0265-76-2534
伊那 388-8007 TEL0269-62-8609(代) FAX0269-62-5972
伊那市上野伊那町字藤島4098-3
篠ノ井 389-2253 TEL0269-62-8609(代) FAX0269-62-5972
飯山 384-8609 TEL0267-32-2233(代) FAX0267-32-2073
小諸 397-8609 TEL0264-22-2233(代) FAX0264-23-3728
木曾福島 386-8609 TEL0267-62-8609(代) FAX0267-63-3620
佐久 398-0002 TEL0261-22-0340(代) FAX0261-22-7714
大町 382-0099 TEL026-248-8609(代) FAX026-248-4747
須坂 392-0021 TEL0266-58-8609(代) FAX0266-58-6762
諏訪市上川3-2503-1

岐阜

岐阜 500-8719 TEL058-247-3211-5 FAX058-247-7993
岐阜市五平1-9-1 岐阜労働給付課内
大垣 503-0893 TEL0584-73-8609 FAX0584-73-3556
大垣市藤江町1-1-8
揖斐(出) 501-0605 TEL0588-22-0149 FAX0588-22-0153
揖斐郡揖斐川町藤原寺字村前95-1
多治見 507-8691 多治見市首領町5-39-1 TEL0762-22-3381-4 FAX0762-24-2174
多治見労働給付課内
高山 506-0056 TEL0577-32-1144-5 FAX0577-32-1144-5
高山市上野本町7-478
神岡(分) 506-1122 TEL0578-2-6286 FAX0578-2-1174
神岡市神岡町坂宮町19-5
恵那 509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 TEL0573-26-1341 FAX0573-26-2076
恵那市中央庁舎1階
関 501-3803 TEL0575-22-3223 FAX0575-22-3293
関市西本町通4-6-10
美濃加茂 505-0043 TEL0574-25-2178 FAX0574-25-0494
美濃加茂市渡田町1-206-9
岐阜八幡 501-4235 岐阜市八幡町有坂1209-2 TEL0575-65-3108-9 FAX0575-65-3107
岐阜八幡地方合同庁舎内

注1) ... <障害者・外国人・新規卒学生の職業相談・職業紹介・雇用保険適用・求人受理・各種助成金の受理>「船橋公共職業安定所第1庁舎」(船橋市湊町)
注2) ... <職業相談・職業紹介(7階)・雇用保険給付(4階)>「船橋公共職業安定所第2庁舎」(船橋市本町)
注3) ... <求人受理・雇用保険適用・各種助成金の受理>

中津川	508・0045 中津川市かやの木町4・3 中津川合同庁舎1階	TEL0573-66-1337 FAX0573-66-0048
静岡		
静岡	422-8045 静岡市駿河区西區235-1	TEL054-238-8609 FAX054-238-3440
浜松	432-8537 浜松市中央区港町50-2	TEL053-457-5151 FAX053-457-5162
細江(出)	431-1302 浜松市北区細江町広岡312-3	TEL053-522-0165 FAX053-522-3729
沼津	410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	TEL055-931-0145 FAX055-932-7336
御殿場(出)	412-0039 御殿場市電水水道1111	TEL0550-82-0540 FAX0550-82-7090
清水	424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	TEL054-351-8609 FAX054-351-8615
三島	411-0033 三島市立敷町1-3-112 三島労働組合庁舎1階	TEL055-980-1300 FAX055-987-4414
熱海(分)	413-0011 熱海市田原本町9-1 熱海第1ビル4階	TEL0557-82-3261 FAX0557-85-2417
伊東(出)	414-0046 伊東市大井1-5-15	TEL0557-37-2805 FAX0557-38-3713
掛川	436-0073 掛川市金城71	TEL0537-22-4185 FAX0537-22-4918
富士宮	418-0031 富士宮市神田川町14-3	TEL0544-26-3128 FAX0544-23-9510
島田	427-8509 島田市本通1丁目4677-4 島田労働組合庁舎1階	TEL0547-36-8609 FAX0547-37-8626
榛原(出)	421-0421 枚原市藤江4138-1	TEL0548-22-0148 FAX0548-22-7472
磐田	438-0086 磐田市具付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	TEL0538-32-6181 FAX0538-37-7447
天竜(出)	431-3311 浜松市天竜区二俣町阿間8-5	TEL0539-25-4108 FAX0539-23-2120
富士	417-8609 富士市南町1-4	TEL0545-51-2151 FAX0545-52-7645
下田	415-8509 下田町4-5-28	TEL0558-22-0828 FAX0558-23-0733
焼津	425-0028 焼津市駅前1-6-22	TEL054-628-5153 FAX054-626-0093
愛知		
名古屋東	465-8609 名古屋市長栄区平塚町1-2	TEL052-774-1115 FAX052-774-2888
名古屋中	450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-21-5 錦合ビルセンター内	TEL052-582-8171 FAX052-581-0822
名駅(南)	450-0003 名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル23階	TEL052-581-0821 FAX052-581-4634
名古屋南	456-8503 名古屋市熱田区東園2-22-21	TEL052-681-1211 FAX052-682-0134
名古屋北	462-0825 名古屋市長栄区大曾根4-7-28	TEL052-913-8609 FAX052-913-8505
豊橋	440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎内	TEL0532-52-7191 FAX0532-52-7196
岡崎	444-0813 岡崎市羽根町字乾地 50-1 岡崎合同庁舎内	TEL0564-52-8609 FAX0564-58-8617
一宮	491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働組合庁舎	TEL0586-45-2048 FAX0586-45-3642
半田	475-8502 半田市宮崎町200-4 半田地方合同庁舎	TEL0569-21-0029 FAX0569-21-9045
瀬戸	489-0871 瀬戸市長良根町86	TEL0561-82-5123 FAX0561-82-8123
豊田	471-8609 豊田市常盤町3-25-7	TEL0565-31-1400 FAX0565-31-6188
津島	496-0042 津島市寺町2-3	TEL0567-26-3158 FAX0567-26-4509
刈谷	448-8609 刈谷市若松町1-46-3	TEL0586-21-5001 FAX0586-21-5055
碧南(出)	447-0865 碧南市瑞穂町1-41-4	TEL0566-41-0327 FAX0566-48-2263
西尾	445-0071 西尾市瑞穂町小松島41-1	TEL0563-56-3622 FAX0563-56-3624
犬山	484-8609 犬山市松本町2-10	TEL0568-61-2185 FAX0568-61-2188
豊川	442-0888 豊川市千早通1-34	TEL0533-86-3178 FAX0533-86-3170
蒲郡(出)	443-0034 蒲郡市港町16-9	TEL0533-67-8609 FAX0533-67-1881
新城	441-1384 新城市西入船24-1	TEL0536-22-1160 FAX0536-22-1162
春日井	486-0807 春日井市大手町2-135	TEL0568-81-5135 FAX0568-81-1978
三重		
四日市	510-0093 四日市市本町3-95	TEL059-353-5566 FAX059-354-1921
伊勢	516-8543 伊勢市岡本1-1-17	TEL0596-27-8609 FAX0596-27-1384

津	514-8521 津市島崎町327-1	TEL059-228-9161 FAX059-223-2395
松阪	515-8509 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	TEL0598-51-0860 FAX0598-50-4186
桑名	511-0821 桑名市安田字三反屋913-3	TEL0594-22-5141 FAX0594-23-2604
伊賀	518-0823 伊賀市四十九町3074-2	TEL0595-21-3221 FAX0595-24-2989
熊野	519-4324 熊野市井戸町歌坂739-3	TEL0597-89-5351 FAX0597-89-5329
尾鷲	519-3612 尾鷲市東町2-35	TEL0597-22-0327 FAX0597-23-2662
鈴鹿	513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3	TEL059-382-8609 FAX059-383-5594
滋賀		
大津	520-0043 大津市中央4-6-52	TEL077-522-3773(代) FAX077-526-1665
高島(出)	520-1214 高島市安曇川町末広4-37	TEL0740-32-0047 FAX0740-32-3419
長浜	526-0032 長浜市南浜町社村110	TEL0749-62-2030(代) FAX0749-65-3246
彦根	522-0054 彦根市南今町58-3	TEL0749-22-2500(代) FAX0749-26-5161
東近江	527-0023 東近江市八日市津町11-19	TEL0748-22-1020(代) FAX0748-25-0741
甲賀	528-0031 甲賀市水口町本町3-1-16	TEL0748-62-0651(代) FAX0748-63-1825
草津	525-0027 草津市野村5-17-1	TEL077-562-3720(代) FAX077-562-9692
京都		
京都西陣	602-8256 京都市上京区大宮通 中立売下八木和水町439-1	TEL075-451-8609(代) FAX075-414-3900
二条労働(分)	604-8417 京都市中京区西ノ京内堀町16-28	TEL075-811-8609 FAX075-811-0909
園部(出)	622-0001 南丹市園部町宮町71	TEL0771-62-0246 FAX0771-62-4854
京都七条	600-8235 京都市下京区西院西 堀小路下ノ東池小路町803	TEL075-341-8609 FAX075-371-0767
千本労働(分)	600-8841 京都市下京区朱筆正倉町1	TEL075-371-5910 FAX075-371-7250
伏見	612-8058 京都市伏見区扇島町232	TEL075-602-8609 FAX075-611-3640
京都田辺	610-0334 京田辺市田辺中央2-1-23	TEL0774-65-8609 FAX0774-63-8898
木津(出)	619-0214 相模郡木津町大字木津小字 下3番6地の6木津地方合同庁舎1階	TEL0774-73-8609 FAX0774-72-3660
福知山	620-0933 福知山市東沼宮町37	TEL0773-23-8609 FAX0773-22-4527
綾部(出)	623-0053 綾部市宮代町宮ノ下23	TEL0773-42-8609 FAX0773-42-2049
舞鶴	624-0937 舞鶴市宇野小字町町107-4	TEL0773-75-8609 FAX0773-76-5150
峰山	627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-13	TEL0772-62-8609 FAX0772-62-5301
宮津(出)	626-0046 宮津市宇中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎	TEL0772-22-8609 FAX0772-22-4107
宇治	611-0021 宇治市宇治池邊16-4	TEL0774-20-8609 FAX0774-24-7796
大阪		
大阪東	540-0011 大阪市中央区島本橋 2-1-36 ビックビル1階〜3階	TEL06-6942-4771 FAX06-6942-4784
梅田	530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前ビル1615階	TEL06-6344-8609 FAX06-6344-0840
大阪西	530-0001 大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階(東人受付窓口)	TEL06-6346-7182 FAX06-6346-7186
難波(出)	552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34	TEL06-6582-5271 FAX06-6581-5462
大阪港労働	542-0076 大阪市中央区難波4-4-4 難波労働組合センタービル7階	TEL06-6632-5503 FAX06-6632-5543
阿倍野	552-0021 大阪港区築港1-12-18	TEL06-6672-5191 FAX06-6574-6507
あひん労働	545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	TEL06-6628-8051 FAX06-6629-4150
淀川	557-0004 大阪市北区萩之茶屋1-3-44	TEL06-6649-1491 FAX06-6644-4094
布施	532-0024 大阪府河内郡十三本町3-4-11	TEL06-6302-4771 FAX06-6886-3868
堺	577-8585 東大阪市東長寺7-6	TEL06-6782-4221 FAX06-6783-6768
堺	590-0028 堺市堺区三ツツ丘南町 152 堺ジョイノビル8階	TEL072-238-8301 FAX072-238-8311
岸和田	596-0826 岸和田市岸作字町1264	TEL072-431-5541 FAX072-431-8609
池田	563-0058 池田市栄本町12-9	TEL072-751-2595 FAX072-751-5848

池田	563-0058 池田市栄本町12-9	TEL072-751-2595 FAX072-751-5848
泉大津	595-0025 泉大津市港町22-9	TEL0725-32-5181 FAX0725-22-2226
河内柏原	582-0003 柏原市豊島町1-22	TEL072-972-0081 FAX072-970-0270
枚方	573-8566 枚方市大区内町2-9-21	TEL072-841-3363 FAX072-841-1101
泉佐野	598-0007 泉佐野市上町2-1-20	TEL072-463-0565 FAX072-462-8689
茨木	567-0885 茨木市東中安町1-12	TEL072-623-2551 FAX072-623-2896
河内長野	586-0025 河内長野市総栄町7-2	TEL0721-53-3081 FAX0721-53-3194
門真	571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真工業会4階	TEL06-6906-6831 FAX06-6908-8943
兵庫		
神戸	650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1	TEL078-362-8609(代) FAX078-362-2027
神戸労働(出)	650-0042 神戸市中央区築港止境町6-11	TEL078-351-1671 FAX078-361-7998
三田(出)	669-1531 三田市天津1-5-25	TEL079-563-8609 FAX079-563-8607
灘	657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	TEL078-861-8609(代) FAX078-861-8001
三宮(出)	651-0068 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1階	TEL078-231-8609 FAX078-231-8610
尼崎	661-0021 尼崎市名神町3-12-2	TEL08-6428-0001(代) FAX08-6422-1690
西宮	662-0862 西宮市青木通2-11	TEL0798-76-8711 FAX0798-71-8757
姫路	670-0947 姫路市北条字中道250	TEL079-222-8609(代) FAX079-222-8611
加古川	604-0881 加古川市野口町皇野1742	TEL079-421-8609(代) FAX079-422-2613
伊丹	664-0881 伊丹市臨海1-1-6	TEL072-772-8609 FAX072-772-8629
明石	673-0891 明石市大佛石町2-3-37	TEL078-912-2277(代) FAX078-912-2297
豊岡	668-0024 豊岡市寿町8-4	TEL0796-23-3101-3 FAX0796-24-4881
香住(出)	669-6548 兵庫県香美町香住区香住844-1	TEL0796-36-0136-7 FAX0796-36-3471
西脇	677-0015 西脇市西脇885-30	TEL0799-22-3181-3 FAX0799-22-3969
洲本	656-0002 洲本市通2-4-5	TEL0799-22-0620,0737 FAX0799-22-8750
柏原	669-3309 丹波市柏原町柏原1569	TEL0795-72-1070-1 FAX0795-72-1282
篠山(出)	669-2341 篠山市郡家403-11	TEL079-552-0092,5079 FAX079-552-5579
龍野	679-4167 たつの市龍野町富永1005-48	TEL0791-62-0981 FAX0791-62-0989
相生	678-0001 相生市堀1-3-18	TEL0791-22-0920 FAX0791-22-0939
赤穂(出)	678-0232 赤穂市中広字北907-8	TEL0791-42-2376 FAX0791-43-7908
八鹿	667-0021 豊川市八鹿町八鹿1121-1	TEL079-662-2217-8 FAX079-662-7169
和田山(分)	671-1116 姫路市和田山町東谷105-2	TEL079-672-2116 FAX079-672-0838
姫路南	671-1116 姫路市広畑区正門通4-8	TEL079-237-6500 FAX079-237-6795
西神	651-2273 神戸市西区梶谷5-3-8	TEL078-991-1100 FAX078-991-7244
奈良		
奈良	630-8113 奈良市法蓮寺町387 奈良第3地方合同庁舎	TEL0742-36-1601(代) FAX0742-36-1608
大和高田	635-8585 大和高田市池田574-6	TEL0745-52-5801(代) FAX0745-53-4181
桜井	633-0007 桜井市外山285-4-5	TEL0744-45-0112(代) FAX0744-45-3990
下市	638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	TEL0747-52-3867(代) FAX0747-52-0406
大和郡山	639-1161 大和郡市鎮西町寺町168-1	TEL0743-52-4355(代) FAX0743-55-0670
和歌山		
和歌山	640-8331 和歌山市真田町5-4-7	TEL073-425-8609 FAX00-0000-0000
新宮	647-0044 新宮市神倉4-2-4	TEL0735-22-6285 FAX0735-21-5661
串本(出)	649-3503 東牟婁郡串本町串本2000-9	TEL0735-62-0121 FAX0735-62-6059
田辺	646-0027 田辺市朝日丘24-6	TEL0739-22-2626 FAX0739-22-1028

御坊	644-0011 御坊市瀬川町財庫943	TEL0736-22-3527 FAX0736-24-0702
瀑浅	643-0004 有田郡瀑浅町滝邊2430-81	TEL0737-63-1144 FAX0737-62-5001
海南	642-0001 海南市南港186-85	TEL073-483-8609 FAX073-482-4464
橋本	648-0072 橋本市東町5-2-2 橋本地方合同庁舎1階	TEL0736-33-8609 FAX0736-34-2782
鳥取		
鳥取	680-0845 鳥取市東町2-89	TEL0857-23-2021(代) FAX0857-22-6906
米子	683-0052 米子市南港町4-169-1	TEL0859-33-3911(代) FAX0859-33-3959
根雨(出)	689-4503 日野郡日野町日野349-1	TEL0859-72-0085 FAX0859-72-1371
倉吉	682-0816 倉吉市藤屋町2-15	TEL0858-23-8609 FAX0858-22-6494
郡家	680-0463 八雲郡八雲町宮宮200	TEL0858-73-0211 FAX0858-72-1289
境港	684-0034 境港市昭和町11-18	TEL0859-44-0541 FAX0859-44-0542
鳥取		
松江	680-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL0852-22-8609 FAX0852-27-8524
鹿嶋(出)	685-0016 鹿嶋市鹿嶋の島町北町55	TEL08512-2-0161 FAX08512-2-8609
安来(出)	692-0011 安来市安来町903-1	TEL0856-22-2545 FAX0856-22-4123
浜田	697-0027 浜田市殿町21-6	TEL0856-22-8609 FAX0856-22-2932
出雲	693-0023 出雲市治部町南町1-59	TEL0853-21-8609 FAX0853-21-0351
益田	698-0027 益田市赤坂の東町4-6	TEL0856-23-2622
雲南	699-1311 雲南市水次町里方514-2	TEL0854-42-0751 FAX0854-42-0752
石見大田	694-0064 大田市大田町大田口1182-1	TEL0854-82-1059
川本	696-0001 邑智郡川本町川本301-2	TEL0855-72-0385 FAX0855-72-0386
岡山		
岡山	700-0971 岡山市野町1-1-20	TEL086-241-3222 FAX086-243-9255
津山	708-8609 津山市山下9-6	TEL086-22-8341 FAX0868-26-0264
美作(出)	707-0041 美作市科野67-2	TEL0868-72-1251 FAX0868-72-6559
倉敷中央	710-0834 倉敷市倉敷1378-1	TEL086-424-3333 FAX086-427-1060
総社(出)	719-1131 総社市中央3-15-111	TEL0866-92-6001 FAX0866-92-6006
玉野	708-0002 玉野市兼光2-23-12	TEL0863-31-1555 FAX0863-32-4626
児島	711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	TEL086-473-2411 FAX086-474-5029
和気	709-0451 和気郡和気町和気481-10	TEL0869-92-1101 FAX0869-92-0069
備前(出)	706-0022 備前市東片上227	TEL0869-64-2340 FAX0869-63-1384
高梁	716-0047 高梁市南町1004-13	TEL0866-22-2971 FAX0866-22-0474
新見(出)	718-0003 新見市高尾2379-1	TEL0867-72-3151 FAX0867-72-8488
笠岡	714-0081 笠岡市笠岡5891	TEL0865-62-2147 FAX0865-63-5409
玉島	710-0253 倉敷市新倉敷駅前5-195-1	TEL086-52

福山	720-8609 福山市東原町3-12	TEL084-823-8609 FAX084-931-8486
三原	723-0004 三原市船町1-6-10	TEL0848-64-8609 FAX0848-62-0130
三次	728-0013 三次市十日市東3-4-6	TEL0824-62-8609 FAX0824-62-1859
安芸高田(出)	731-0501 安芸高田市吉田町吉田1814-5	TEL0826-42-0606 FAX0826-42-0224
可部	731-0223 広島市安佐北区可部南3-3-36	TEL082-816-8609 FAX0824-614-6222
庄原	727-0012 庄原市中本町1-20-1	TEL0824-72-1197 FAX0824-72-7533
府中	726-0005 府中市府中188-2	TEL0847-43-8609 FAX0847-43-1115
広島東	732-0051 広島市東区光が丘13-7	TEL082-264-8609 雇用保険給付日曜休付係 TEL082-251-8211 FAX082-264-1355

廿日市	738-0033 廿日市市東町4-9-32	TEL0829-32-8609 FAX0829-32-3350
大竹(出)	739-0614 大竹市白石1-18-16	TEL0827-62-8609 FAX0827-63-8609

山口	753-0064 山口市神田町1-75	TEL083-922-0043 FAX083-925-4999
下関	751-0823 下関市貴船町3-4-1	TEL0832-22-4031~5 FAX0832-32-1350
宇部	755-8609 宇部市北野町2-4-30	TEL0836-31-0164~6 FAX0836-31-1835
小野田	756-0806 山崎小野田市中川12-5-39	TEL0836-83-2149,2342 FAX0836-84-5432
防府	747-0801 防府市藤原町9-33	TEL0835-22-3855~7 FAX0835-25-4033
萩	758-0074 萩市平安町599-3	TEL0838-22-0714~5 FAX0838-25-8581
長門(分)	759-4101 長門市東瀬川1324-1	TEL0837-22-8609 FAX0837-22-6270
徳山	745-0866 周南市大字徳山7510-8	TEL0834-31-1950~1 FAX0834-31-1966
下松	744-0047 下松市東瀬川1-6-1	TEL0833-41-0870~1 FAX0833-41-5482
光(出)	743-0021 光市滝江3-3-11	TEL0833-72-1500 FAX0833-71-2811
岩国	740-0022 岩国市山手町1-1-21	TEL0827-21-3581~3 FAX0827-23-2863
柳井	742-0031 柳井市南町2-7-22	TEL0820-22-2661 FAX0820-22-1069

徳島	770-0823 徳島市出来島本町1-5	TEL088-622-6305~08 FAX088-625-9081
小松島(出)	773-0001 小松島市小松島町外瀬1-11 小松島みなと合同庁舎1階	TEL0885-32-3344~6 FAX0885-32-2712
三好	778-0002 三好市池田町マチ2429-10	TEL0883-72-1269 FAX0883-72-5667
美馬	779-3602 美馬市藤岡市大字藤岡東分5	TEL0883-62-8609 FAX0883-63-0640
阿南	774-0030 阿南市高野町高野540-1	TEL0884-22-2016~7 FAX0884-23-2792
吉野川	776-0010 吉野川市塩島町塩島388-27	TEL0883-24-2166~7 FAX0883-22-0410
鳴門	772-0003 鳴門市撫養町南浜字権境12	TEL088-685-2270~2 FAX088-686-6854
牟岐	775-0008 海部郡牟岐町大字中村本村52-1	TEL0884-72-1103~4 FAX0884-72-2761

香川	761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3	TEL087-869-8609(代) FAX087-869-8861
丸亀	763-0033 丸亀市中町1-6-36	TEL0877-21-8609(代) FAX0877-25-2232
坂出	762-0031 坂出市文京町1-4-38	TEL0877-46-5545(代) FAX0877-46-5867
観音寺	768-0087 観音寺市坂本町7-8-6	TEL0875-25-4521(代) FAX0875-25-0480
さぬき	769-2301 さぬき市長寿東889-1	TEL0879-62-2595(代) FAX0879-62-4031
東かがわ(出)	769-2601 東かがわ市三木松591-1	TEL0879-25-3167(代) FAX0879-25-3184
土庄	761-4104 小豆郡土庄町吉ヶ浦甲6195-3	TEL0879-62-1411(代) FAX0879-62-3964

愛媛	791-8522 松山市六軒家町3-27松山労働組合庁舎	TEL089-917-8609 FAX089-917-6233
松山	794-0043 今治市南宝来町2-1-6	TEL0898-32-5020 FAX0898-33-3593

八幡浜	796-0010 八幡浜市大字松浜町838-1	TEL0894-22-4033 FAX0894-0000-0000
宇和島	798-0036 宇和島市天神町4-7	TEL0895-22-8609 FAX0895-22-8566
新居浜	792-0025 新居浜市一言町1-14-16	TEL0897-34-7100 FAX0897-37-0590
西条	793-0030 西条市大町東315-4	TEL0897-56-3015 FAX0897-56-3015
四国中央	799-0405 四国中央市三島中央1-16-72	TEL0896-24-6770 FAX0896-23-6639
大洲	795-0054 大洲市大字長瀬210-6	TEL0893-24-3191 FAX0893-23-3620

高知	780-8560 高知市南町6-20	TEL088-883-2521 FAX088-883-9393
高知	782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10	TEL0887-53-4171 FAX0887-53-2291
香美(出)	785-0012 香美市西馬場4-3	TEL0889-42-2566 FAX0889-42-2569
須崎	787-0012 須崎市西馬場4-3	TEL0889-42-2566 FAX0889-42-2569
四万十	787-0012 四万十市石山五月3-12 中村地方合同庁舎	TEL0880-34-1155 FAX0880-34-4996
安芸	784-0001 安芸市美ノ丸4-4-4	TEL0887-34-2111 FAX0887-35-3474
いの	781-2120 香川郡いの町穂川1943-1	TEL088-893-1225 FAX088-893-1226

福岡	798-0010 福岡市中央区天神1-4-2 エルガウラ12階	TEL092-712-8609(代) FAX092-711-1192
福岡中央	798-0010 福岡市中央区天神1-4-2 新日本ビル2階	TEL092-712-8609 FAX092-781-0029
福岡中央	810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガウラ12階	TEL092-725-8609 FAX092-741-0810
天神(出)	820-8540 天神市大正町12-1	TEL0948-24-8609 FAX0948-28-7599
飯塚	821-0012 飯塚市上山田407-10	TEL0948-62-0866 FAX0948-63-1163
山田(分)	836-0047 大牟田市大正町6-2-3	TEL0944-53-1551 FAX0944-54-1540
大牟田	808-8509 北九州市八幡区岸の嘴1-5-10	TEL0943-622-5566 FAX0943-622-3144
八幡	830-8505 久留米市藤野町2401	TEL0942-35-8609 FAX0942-33-6526
久留米	831-0041 久留米市小畑614-6	TEL0944-66-8609 FAX0944-66-3722
大川(出)	802-8507 北九州市小倉北区藤崎町1-11	TEL093-941-8609 FAX093-941-8631
小倉	802-0006 北九州市小倉北区島崎町1-4-21島崎センタービル7階	TEL093-622-8609 FAX093-622-8619
大手町(出)	804-0053 北九州市戸畑区山1-1-15	TEL093-871-1331 FAX093-881-4026
戸畑(分)	822-0002 戸畑市大字榎野字正堤3334-5	TEL0948-22-8609 FAX0948-24-2332
直方	826-8609 直方市大字榎野字正堤3334-5	TEL0947-44-8609 FAX0947-46-1729
田川	824-0031 田川市大字若尾164-1	TEL0930-25-8609 FAX0930-23-8198
行橋	828-0021 行橋市大字八島322-70	TEL0979-82-8609 FAX0979-83-4789
豊前(出)	808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	TEL092-672-8609 FAX092-672-3000
若松	813-8609 福岡市東区千早6-1-1	TEL093-381-8609 FAX093-381-3414
福岡東	834-0023 八女市大字馬場字水尻514-3	TEL0943-23-6188 FAX0943-24-5597
門司	838-0061 新倉市登坂寺480-3	TEL0946-22-8609 FAX0946-23-1359
八女	816-8577 春日市春日公園3-2	TEL092-513-8609 FAX092-574-6554
朝倉	819-8552 福岡市西区筑紫駅前3-8-10	TEL092-881-8609 FAX092-883-5871
福岡南		
福岡西		

佐賀	840-0814 佐賀市成東町5-21	TEL0952-24-4361 FAX0952-26-6463
佐賀	840-0816 佐賀市成東町5-21 佐賀県庁舎 840-0816 佐賀市成東町5-1住友生命佐賀ビル1-2階	TEL0952-24-4398 FAX0952-41-9224
唐津	847-0817 唐津市唐津町3193	TEL0955-72-8609 FAX0955-74-1808
武雄	843-0023 武雄市武雄町大字昭和39-9	TEL0954-22-4155 FAX0954-22-4862
伊万里	848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	TEL0955-23-2131 FAX0955-22-7659

鳥栖	841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	TEL0942-82-3108 FAX0942-83-8428
鹿島	848-1311 鹿島市高津原字本松3524-3	TEL0954-62-4168 FAX0954-62-9947

長崎	852-8522 長崎市宝来町4-25	TEL095-862-8609(代) FAX095-864-0220
長崎	857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜412	TEL0959-22-0033(代) FAX0959-23-3164
西海(出)	857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜412	TEL0959-22-0033(代) FAX0959-23-3164
佐世保	857-0851 佐世保市穂町2-30	TEL0956-34-8609(代) FAX0956-32-5033
諫早	854-0022 諫早市幸町4-8	TEL0957-21-8609(代) FAX0957-23-7721
大村	856-8609 大村市松並1-213-9	TEL0957-52-8609(代) FAX0957-52-1473
島原	855-0042 島原市片町633	TEL0957-63-8609(代) FAX0957-63-5804
江迎	859-6101 北松浦郡江迎町長坂182-4	TEL0956-66-3131(代) FAX0956-66-3094
五島	853-0007 五島市福江町7-3	TEL0959-72-3105(代) FAX0959-74-1821
対馬	817-0013 対馬市鹿原町中村642-2	TEL0920-62-8609(代) FAX0920-62-6500
杵岐(出)	811-5133 杵岐市藤ノ浦町本村620-4	TEL0920-47-0054(代) FAX0920-47-8754

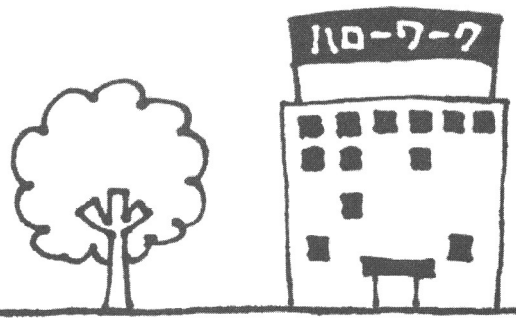
熊本	862-0971 熊本市大江1-1-38	TEL096-371-8609(代) FAX096-371-0550
上益城(出)	861-3206 上益城郡嘉穂町大字辺田見395	TEL096-282-0077 FAX096-282-3927
八代	866-0853 八代市清水町1-34	TEL0965-31-8609 FAX0965-35-1571
菊池	861-1331 菊池市扇町字南田771-1	TEL0968-24-8609 FAX0968-24-5863
玉名	866-0064 玉名市中1334-2	TEL0968-22-8609 FAX0968-72-4150
天草	863-0002 天草市本瀬町本瀬本町南 3018-1天草労働総合庁舎1階	TEL0969-24-1051 FAX0969-24-1051
球磨	868-0014 人吉市下藤原町字竹原1602-1	TEL0966-24-8609 FAX0966-24-8562
宇城	869-0502 宇城市松嶺町松嶺266	TEL0964-32-8609 FAX0964-32-3313
阿蘇	869-2612 阿蘇市一の宮町大字宮地九門2318-3	TEL0967-22-8609 FAX0967-22-4775
水俣	867-0061 水俣市八幡町3-2-1	TEL0966-62-8609 FAX0966-63-2164

大分	870-8555 大分市都町4-1-20	TEL097-634-8609 097-538-8609 FAX097-637-8609
別府	874-0902 別府市青山町11-22	TEL0977-23-8609 FAX0977-24-2883
中津	871-8609 中津市東550-21	TEL0979-24-8609 FAX0979-22-5469
日田	877-0012 日田市湊町1-43-1	TEL0973-22-8609 FAX0973-23-4125
臼杵	875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-255	TEL0972-62-8609 FAX0972-63-8635
佐伯	876-0811 佐伯市藤谷町1-3-28	TEL0972-24-8609 FAX0972-22-0595
宇佐	879-0453 宇佐市市上田1055-1	TEL0978-32-8609 FAX0978-32-1648
豊後大野	879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9	TEL0974-22-8609 FAX0974-22-8608

宮崎	880-8533 宮崎市錦丸町131	TEL0985-23-2245(代) FAX0985-24-0521
延岡	882-0872 延岡市東町2-2300	TEL0982-32-5435(代) FAX0982-35-8178
高千穂(出)	882-1101 西臼杵郡高千穂町三田井1371-1	TEL0982-72-2498(代) FAX0982-72-2437
日向	883-0041 日向市西2-11	TEL0982-52-4131(代) FAX0982-52-4133
都城	888-0072 都城市市上町2番地11号 都城合同庁舎1階・2階	TEL0986-22-1745(代) FAX0986-25-0093
日南	897-2536 日南市吉田町1-7-23	TEL0987-23-8609(代) FAX0987-23-1292
日南	884-0006 児湯郡高瀬町大字上江字高月8340	TEL0983-23-0848(代) FAX0983-23-0849
小林	886-0004 小林市大字藤野367-5	TEL0984-23-2171(代) FAX0984-22-2637

鹿児島	890-8555 鹿児島市下荒田1-43-28	TEL099-250-8609 FAX099-250-8083
鹿児島	891-3101 西之表市西之表16314-6	TEL0997-22-1318~9 FAX0997-23-4852
川内	895-0063 薩摩川内市若菜町4-24 川内地方合同庁舎1階	TEL0996-22-9609 FAX0996-22-1607
宮之城(出)	895-1803 薩摩郡さつま町宮之城尾地2035-3	TEL0996-53-0153 FAX0996-52-3554
鹿屋	893-0007 鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1F	TEL0994-42-4135 FAX0994-42-4141
国分	899-4332 国分市中央1-4-35	TEL0995-45-5311~3 FAX0995-46-5076
大口(出)	895-2511 大口市尾768-1	TEL0995-22-9609 FAX0995-22-5627
加世田	897-0002 南さつま市加世田武田17835-2	TEL0993-53-5111 FAX0993-53-2449
伊集院	899-2521 日置市伊集院町大田825-3	TEL099-273-3181~2 FAX099-273-2020
大隅	899-8102 鹿児島市大隅町川島575-1	TEL0984-82-1255~6 FAX0984-82-2141
出水	899-0201 出水市水町37-5	TEL0996-62-0655~6 FAX0996-63-1308
名瀬	894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1	TEL0997-62-4611~2 FAX0997-62-4602
徳之島(分)	891-7101 大島郡徳之島町島津553-1	TEL0997-82-1438 FAX0997-82-2017
指宿	891-0404 指宿市東方9489-11	TEL0993-22-4135~6 FAX0993-22-4210

沖縄	900-8601 那覇市おもろまち1-3-25	TEL098-866-8609 FAX098-866-0808
那覇	900-0003 沖縄市住吉1-23-1	TEL098-939-3200 FAX098-939-3200
名護	905-0021 名護市東江4-3-12	TEL0980-52-2810 FAX0980-52-4091
宮古	906-0013 宮古市平島字下里1020	TEL0980-72-8964 FAX0980-72-8964
八重山	907-0004 石垣市宇留野町55-4	TEL0980-82-2327 FAX0980-82-1389





あなたがさらに活用できる
サポートを探してみよう

はばたきウェーブ

HIV感染者就労のための情報ポータルサイト

<http://www.habatakiwave.jp/>

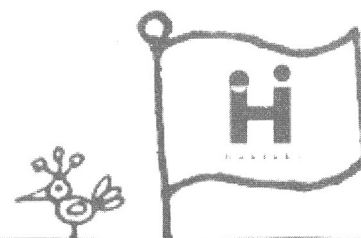
厚労省障害者のページ

厚労省：障害者雇用対策の概要

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai02/>



仕事探しの チェックリスト



チェック 項目

	履歴書の準備
	職務経歴書の準備
	規則正しい生活習慣
	あいさつ
	人とのコミュニケーション
	いろいろ質問をされて、ときには 気分を害することもあるのが普通
	一般には病気への理解は 進んでいないことを知っておく

HIV感染者の就労環境向上のために はたらくBOOK

発行:社会福祉法人はばたき福祉事業団

編集:石谷誓子

企画&構成:石谷誓子、久地井寿哉

デザイン&イラスト:山中正大

お問い合わせ:

社会福祉法人はばたき福祉事業団

東京都新宿区新小川町9-20新小川町ビル5F

Tel:03-5228-1200

E-mail:info@habataki.gr.jp

http://www.habatakifukushi.jp

発行:2008年3月17日

無断コピーや転載の一切を禁止します。

この冊子は厚生労働省平成19年度障害者保健福祉推進事業

(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

HIV感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業の助成金により
作成しています。

**企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査
平成 19 年度研究報告書**

2008 年 3 月 17 日 発行

編集・発行 社会福祉法人はばたき福祉事業団

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9 番 20 号新小川町ビル 5 階

TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126

本報告書は、厚生労働省平成 19 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト） HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業の助成金により作成しています。

本報告書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することを禁じます。